医療法人の事業報告書等に係る データベース構築のための調査研究事業 報告書

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

目 次

【本編】

第1章 事業の概要	
1. 背景と目的 1 2. 本事業の実施内容 3	
第2章 アンケート調査	
1. 実施概要 7 2. 調査結果 10	
第3章 ヒアリング調査	
1. 実施概要 65 2. 調査結果 68	
第4章 他法人における事業報告書等の取扱いとの比較分析	
1. 実施概要 75 2. 比較分析結果 75	
第5章 全国的な電子開示システムの構築に関する方向性について	
 アンケート調査結果等を踏まえた現状認識	
第6章 事業報告書等の詳細化の方向性について	
 アンケート調査結果等を踏まえた現状認識86 企画検討委員会委員の意見87 事業報告書等の詳細化を行う場合の方向性89 	
【資料編】	
都道府県向けアンケート調査 調査票9	
医療法人向けアンケート調査 調査票9	
税理士法人向けアンケート調査 調査票 9	8

第1章 事業の概要

1. 背景と目的

1) 本事業の背景

医療法人は毎会計年度終了後2カ月以内に、医療法第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第2号に掲げる監事の監査報告書及び同項第3号の公認会計士等の監査報告書(以下「事業報告書等」という)を作成し、医療法第52条第1項に基づき、都道府県知事に対して毎会計年度終了後3月以内に届出を行っている。

事業報告書等は紙媒体によって届け出られ、都道府県の窓口等で行われている閲覧手続(閲覧対象は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事又は公認会計士等の監査報告書、社会医療法人の役員報酬基準及び保有資産目録)も紙媒体により行われている。

改革工程表 2020 (令和 2 年 12 月 18 日) では、2023 年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行うこととされており、経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和 3 年 6 月 18 日) では、「医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。」こととされている。

また、財政制度等審議会財政制度分科会(令和3年11月8日)などでは、損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討が求められている。

社会保障審議会医療部会(令和3年11月2日)において事業報告書等について、

- ・ 令和4年度から医療機関等情報支援システム(G-MIS)へのアップロードによる届出 を可能とすること
- ・ 電子化された届出データが集積されたデータベース (非公表) を構築すること
- ・ 令和5年度から都道府県のホームページにおいて電子的な閲覧を行うこと が審議され、現在、これらに係る医療法施行規則の改正手続き等が進められている。

2) 本事業の目的

医療法人の事業報告書等の今後の取扱いに係る検討事項として、以下について課題や 対応策等について整理する

- ・ 事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築
- ・ 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など 事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管 理など事業報告書等の政策利用効果の向上

具体的には、他法人制度との比較分析並びに、都道府県、医療法人及び代表的な税理 士法人に対するアンケート・ヒアリング結果を踏まえ、企画検討委員会において課題及 び対応策等について検討し、「届出内容を公表する全国的な電子開示システムの整備」及 び「事業報告書等の内容の充実」のあり方について課題・対応策を検討し報告書に取り まとめる。

取りまとめられた報告書を厚生労働省医政局医療経営支援課に対して報告する。

2. 本事業の実施内容

1) 事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築と事業 報告書等の詳細化による政策利用効果の向上についての現状把握

全国の医療法人、各都道府県、税理士法人にアンケート調査を行い、事業報告書等の内容を 公表する全国的な電子開示システムの構築及び、事業報告書等の詳細化による政策利用効果の向 上についての、課題や対応策、活用事例等について収集し、分析を行った。

(1) アンケート調査

各都道府県における下記の実態を把握することを目的として、全都道府県を対象としたアンケート調査を実施した(都道府県向け調査)。

- ・ 医療法人関係事務の体制
- ・現行の事業報告書等の閲覧事務の内容
- ・現行の事業報告書等の届出事務の内容
- ・令和5年度から開始される都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧に係るデメリット
- ・全国的な電子開示システムによる開示への意見
- ・事業報告書等のデータベースの活用可能性
- ・事業報告書等の内容を見直し、記載事項の詳細化への意見
- ・国が事業報告書等の報告内容を活用して参考とすべき経営指標
- ・G-MIS を活用して電子化すべき医療法人制度に関する各種届出
- ・ヒアリング調査の協力可否

医療法人における下記の実態を把握することを目的として、3000 医療法人を対象としたアンケート調査を実施した(医療法人向け調査)。

- · 類型 · 理事数 · 施設数 · 病床数 · 標榜診療科
- ・附帯業務・収益業務の実施有無
- · 事業収益額 · 事業費用額 · 事業負債額
- ・都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧に係るデメリット
- ・全国的な電子開示システムによる開示への意見
- ・経営指標に基づいた経営分析の実態
- ・経営分析を行う際の課題
- ・国が事業報告書等の報告内容を活用して参考とすべき経営指標
- ・財務経理に関する体制
- ・事業報告書等の作成に関する体制
- ・医療法人において作成可能な財務諸表の単位

・ヒアリング調査の協力可否

税理士法人における下記の実態を把握することを目的として、主たる税理士法人を対象としたアンケート調査を実施した(税理士法人向け調査)。

- ・事業報告書等の作成対象数
- ・財務経理に関する体制
- ・事業報告書等の作成に関する体制
- ・作成可能な財務諸表の単位
- ・ヒアリング調査の協力可否

(2) ヒアリング調査

各アンケート調査の結果を踏まえ、都道府県及び医療法人に対してヒアリング調査を 実施した。

2) 他法人における事業報告書等の取扱いとの比較分析

インターネット調査、文献調査等を通じて、医療法人とそれ以外の法人に対して、法令で作成が義務付けられている財務諸表の内容や、閲覧・公告・公表に関する規定などについて調査し、医療法人とそれ以外の法人に対して法令で義務付けられた範囲・内容の違いについて比較分析を行った。

3) 事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築と事業報告書等の詳細化による政策利用効果の向上についての検討会

(1) 企画検討委員会の開催・運営

本事業を実施するに当たり、以下の有識者により構成される企画検討委員会を設置し、 調査設計、調査結果等の分析方法、報告書案のとりまとめ等について助言・指導を受け た。

【委員長】

■ **荒井** 耕 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

【委員】

■ 石井 孝宜 石井公認会計士事務所 所長

■ 伊藤 伸一 一般社団法人日本医療法人協会 会長代行

■ 猪口 雄二 公益社団法人日本医師会 副会長

■ **北山** 昇 森·濱田松本法律事務所 弁護士

■ 野木 渡 公益社団法人日本精神科病院協会 副会長

■ **松原 由美** 早稲田大学人間科学学術院 准教授

■ 松本 吉郎 公益社団法人日本医師会 常任理事

【オブザーバー】

■ 角田 政 公益社団法人日本医師会 医業経営支援課課長

(敬称略、五十音順)

	第1回	第2回			
日時	2022年2月24日(木)	2022年3月25日(金)			
時間	14:00-16:00	16:00-18:00			
方法	オンライン開催				
議題	・ アンケート調査実施状況についての説明・意見交換・ 医療法人以外の事例の比較・分析に向けた意見交換	ート結果等を踏まえ、事業報告			

(2)事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築と事業報告書等の詳細化 による政策利用効果の向上についての検証

企画検討委員会において課題及び対応策等について検討し、これら「届出内容を公表する全国的な電子開示システムの整備」及び「事業報告書等の内容の充実」のあり方について課題・対応策を検討し報告書に取りまとめた。

議事内容については、別紙「企画検討委員会議事概要」を参照されたい。

4)報告書の作成

各種調査結果・分析を踏まえた企画検討委員会での議論についてとりまとめて報告書 を作成した。

第2章 アンケート調査

1. 実施概要

1)都道府県向け調査

■ 調査目的

事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築、及び、事業報告書等の詳細化による政策利用効果の向上についての、各都道府県における課題や対応策、活用事例等を把握することを目的として実施した。

■ 調査対象

47 都道府県の医療法人担当部局

■ 実施方法

調査専用ホームページを開設し、Excel 形式による電子調査票を用いたインターネット調査

■ 実施時期

令和4年2月7日~令和4年2月18日

■ 回収状況

図表 回収状況

調査対象	回収数	回収率	
47 件	38件	80.9%	

2) 医療法人向け調査

■ 調査目的

事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築及び、事業報告書等の詳細 化による政策利用効果の向上についての、医療法人における課題や対応策、活用事例等を把握 することを目的として実施した。

■ 調査対象

社会医療法人については、全ての社会医療法人(337法人)を対象とした。

社会医療法人以外の医療法人については、医療機関の地域分布(都市部、地方部)、施設類型 (病院・診療所・歯科)の組合せ(6 区分)に 443~444 法人を割付けた。

その際、病床規模等についても偏りがないように留意した。

なお、都市部は、東京都23区、政令指定都市、県庁所在地とした。

図表 調査対象の割付

医療法人 類型	所在	施設類型	調査対象数	病床区分3		母集団に 占める割 合	調査対象	調査対象に占める割合
医療法人			444	合計	1512	100.0%	444	100.0%
				20-99 床	701	46.4%	206	46.4%
		病院		100-199				
				床	480	31.7%	141	31.8%
				200-299				
				床	148	9.8%	43	9.7%
	都市			300-499				
	部			床	118	7.8%	35	7.9%
				500 床以				
				上	65	4.3%	19	4.3%
			444	合計	15853	100.0%	444	100.0%
		診療所		0 床	14327	90.4%	401	90.3%
				1 床以上	1526	9.6%	43	9.7%
		歯科	443	_	_	_	443	100.0%
	地方部		444	合計	2292	100.0%	444	100.0%
				20-99 床	939	41.0%	182	41.0%
				100-199				
				床	768	33.5%	149	33.6%
				200-299				
				床	270	11.8%	52	11.7%
				300-499				
				床	204	8.9%	40	9.0%
				500 床以				
				上	111	4.8%	21	4.7%
		診療所	444	合計	18492	100.0%	444	100.0%
				0 床	16224	87.7%	390	87.8%
				1 床以上	2268	12.3%	54	12.2%
		歯科	444	_	_	_	444	100.0%
社会医療								
法人			337	_	-	_	337	100%
合計			3000					

(※)病床区分ごとの母集団は、医療施設動態調査(令和3年9月末概数)における医療法人が開設する医療機関の中で、保険医療機関指定一覧より開設者(医療法人・社会医療法人)の確認が可能であった医療機関数を計上している。

■ 実施方法

郵送発送・郵送回収による自記式および、調査専用ホームページを開設し、Excel 形式による電子調査票を用いたインターネット調査

■ 実施時期

令和4年2月7日~令和4年2月18日

■ 回収状況

図表 回収状況

調査対象	回収数	回収率
病床数 400 以上	6件	10%
病床数 400 未満 200 以上	23 件	15%
病床数 200 未満 20 以上	66 件	17%
病床数 20 未満 1 以上	20 件	21%
病床数 0	178 件	11%
社会医療法人	72 件	21%
全体	365 件	12%

3) 税理士法人向け調査

■ 調査目的

事業報告書等の内容を公表する全国的な電子開示システムの構築及び、事業報告書等の詳細化による政策利用効果の向上についての、税理士法人における課題や対応策、活用事例等を把握することを目的として実施した。

■ 調査対象

11法人(主たる税理士法人)

■ 実施方法

調査専用ホームページを開設し、Excel 形式による電子調査票を用いたインターネット調査

■ 実施時期

令和4年2月7日~令和4年2月18日

■ 回収状況

図表 回収状況

調査対象	回収数	回収率
11 件	4件	36.4%

2. 調査結果

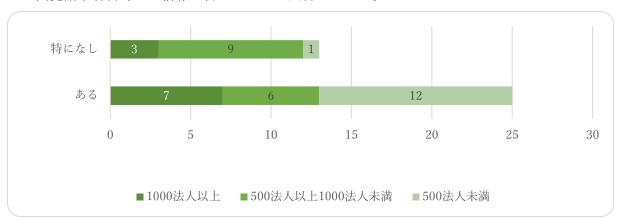
1) 都道府県向け調査

- ・47 都道府県に対して行った調査票(資料編 都道府県向けアンケート調査調査票を参照)への回答結果を整理した。
- ・標本数は WEB 形式で回答をいただいた 38 件を対象とした。(N=38)
- ・回答結果に対して、所管する医療法人数(1000以上/1000未満 500以上/500未満)を内訳として集計した。

(1) 現行の事業報告書等の閲覧事務の内容

① 閲覧請求手続(閲覧簿に閲覧請求者の情報を記載する等)の要否

閲覧請求手続について、特になしと回答した都道府県は13(34.2%)、あると回答した都道府県は25(65.8%)であった。具体的な手続き内容については、閲覧請求者の住所、氏名などについて閲覧請求者自身より情報を得るといった回答があった。



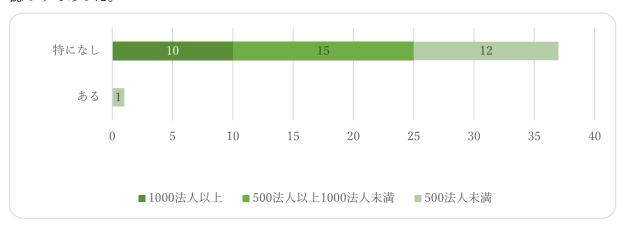
② ①で閲覧請求手続きがあると回答した具体的な手続

- ・電話またはFAXで閲覧申し込みの受付を行い、指定の場所で閲覧してもらう。
- ・閲覧請求者の情報及び請求内容について記載
- ・請求日、請求人の住所・氏名、書類を請求する医療法人の名称、閲覧を請求する書類
- ・閲覧簿に閲覧請求者及び閲覧内容に関する情報を記載する
- ・閲覧請求書を紙媒体で提出いただいている。閲覧者の氏名や所属名、閲覧したい医療法人名 を記入してもらう。
- ・「医療法人決算届閲覧請求書」に請求者住所、氏名、閲覧しようとする法人名等を記載しても らっている。
- ・事業報告書等閲覧簿に閲覧日、閲覧する医療法人の名称、閲覧する書類、閲覧者の氏名、住 所、連絡先を記入。
- ・閲覧請求書に、請求者の住所氏名及び閲覧書類を記載する。
- ・閲覧届に希望する医療法人名、事業報告書等の書類の種類、複写の有無を記載して提出
- ・「医療法人決算届閲覧簿」に住所、氏名、電話番号等を記入

- ・県庁に設置されている「県政情報センター」において、手続等不要で誰でも閲覧可能となっているが、公文書開示請求による手続も可能
- ・県庁内の行政資料コーナーで公表。その他、公文書開示請求又は公文書提供制度でも提供可。
- ・閲覧請求書に請求者の氏名・住所及び閲覧請求する法人名等を記載。県外からの閲覧請求に 対しては、公文書公開請求手続きにより、コピーしたものを送付している。
- ・氏名・所属・所在地等の情報
- ・閲覧請求様式に請求者の情報や閲覧の範囲等を記載する
- ・閲覧請求整理簿に、閲覧請求日、医療法人名、閲覧する書類、閲覧者の会社名及び氏名を記 入してもらう。
- ・事前に電話にて氏名、連絡先、来庁予定、閲覧希望法人名等を聞き取り。
- ・日付、氏名、閲覧した法人名を記載させている
- ・公文書開示請求書に請求者の氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)、住所、連絡先、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項(事業報告書等を開示請求したい医療法人名)等を記載いただく。
- ・県庁内行政資料室で自由に閲覧可能。公文書公開請求を行う場合は、紙媒体若しくは CD-R の希望する形で提供。(郵送も可能)
- ・閲覧申請書に閲覧する者の氏名、住所及び連絡先を記載している。
- ・閲覧者名簿に、閲覧者の氏名、閲覧した法人名等を記載する。(予約等は不要。)

③ 閲覧請求者の本人確認の要否

閲覧請求者の本人確認について、特になしと回答した都道府県は37 (97.4%) あると回答した 都道府県は1 (2.6%) であった。また、本人確認がある都道府県について具体的な方法は口頭確 認のみであった。

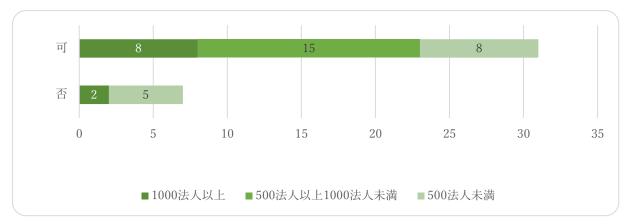


④ ③で本人確認があると回答した具体的な本人確認方法

・口頭確認のみ

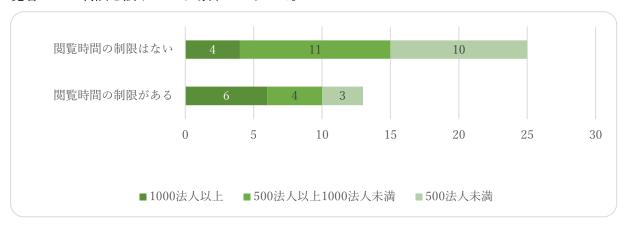
⑤ 複写の可否

複写の可否について、可と回答した都道府県は31(81.6%)、否と回答した都道府県は7(18.4%)であった。



⑥ 閲覧時間の制限

閲覧時間の制限について、制限がないと回答した都道府県は25 (65.8%)、制限があると回答した都道府県は13 (34.2%)であった。具体的な制限時間については、時間帯で区切る場合と、閲覧者ごとに制限を設けている場合とがあった。

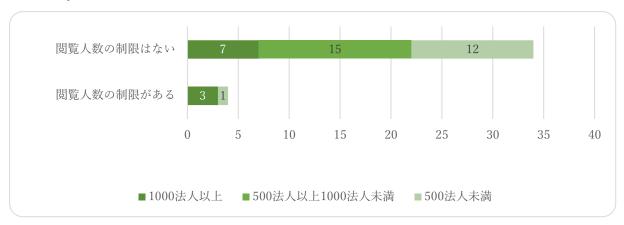


⑦ ⑥で閲覧時間の制限があると回答した具体的な制限時間

- ・13時から17時(一人につき、1日1時間まで)
- · 1時間
- ・閲覧場所が1名(グループ)しか利用できないため、1回の閲覧につき30分以内としている。

⑧ 閲覧人数の制限

閲覧人数の制限について、制限がないと回答した都道府県は 34 (89.5%)、制限があると回答した都道府県は 4 (10.5%)であった。具体的な制限人数は $1\sim2$ 名程度が多く、8 名という回答もあった。

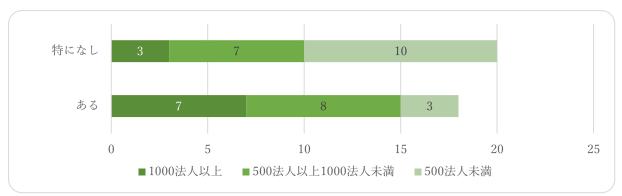


⑨ ⑧で閲覧人数の制限があると回答した具体的な制限人数

- ・物理的制限あり最大8名
- ・都道府県政情報センターでは、具体的な人数制限はないが、現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として混雑時には、入場制限を行うことがある。当課での閲覧の際は、閲覧場所に限りがあるため、極力1名までとしている。
- ・同時に閲覧できる人数は2名まで
- ・閲覧場所のスペースの都合上、1名(グループ)の利用に制限している。

⑩ 閲覧対象外情報の有無

閲覧対象外情報の有無について、特になしと回答した都道府県は20(52.6%)、あると回答した都道府県は18(47.4%)であった。閲覧対象外の情報については個人情報、印影、取引関連の情報などが回答に挙がった。



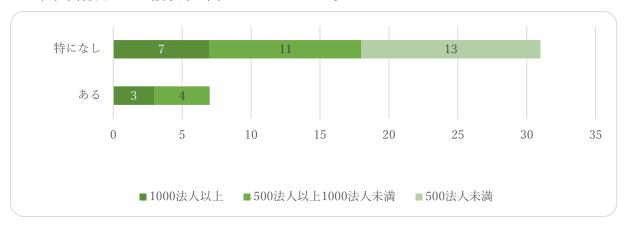
① ので閲覧対象外の情報があると回答した情報

- ・個人情報に係る内容(役員名)
- ・印影、健康状態(例:死亡により理事辞任)、理事・監事以外の氏名及び職業、個別の取引先 及び取引金額、自動車のナンバー
- ・個人情報及び法人の取引に関する情報等に該当する箇所
- ・押印しているものについては、印影
- 理事名等
- ・印影 →「閲覧」に加えて「写しの交付」も同時に想定しているため、印影を黒塗りしたものを⑦の場所で提供している。ただし、別途原本の閲覧を希望される場合は、当然印影も含めて閲覧させている。
- ・署名及び印影
- ・社会医療法人報告書類 (法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を 説明する書類等)
- ・法人や監事の印影,関係事業者との取引の状況に関する報告のうち個人が特定できるものは 不開示
- ・群馬県情報公開条例により非開示になるもの(法人印等)
- ・印影、担当行政書士等の連絡先等
- ・印影、監事の氏名、個人の氏名・職業
- ・当該法人に関係のない所属情報、理事長印以外の印影、社員の氏名。取引先金融機関名、リース等取引先名、委託元名、備品等の購入取引先名及び商品名、工事等の金額
- ・請求日において、保健所及び当課にて受理はされているが、課内で内容確認が済んでおらず、 医療法人に修正を依頼する可能性がある事業報告書等は開示請求対象外としている。
- ・法人印や監事印、個人名は黒塗りした上で閲覧に供している。
- ・押印がある書類については、印影部分を黒塗りして公開。
- ・理事長以外の個人名

(2) 現行の事業報告書等の届出事務の内容

① 医療法等で提出が義務付けられている事業報告書等に加え、都道府県で独自に提出を求めている書類の有無

都道府県で独自に提出を求めている書類について、特になしと回答した都道府県は31(81.6%)、あると回答した都道府県は7(18.4%)であった。具体的な書類の内容は、事業報告書等に関するもの、社員総会などの議事録に関するものがあった。

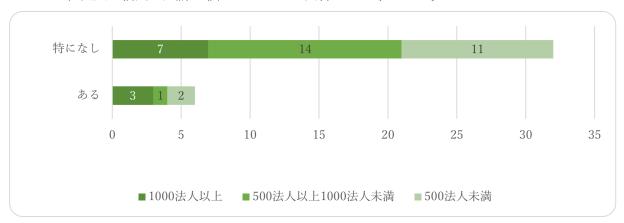


② ①で独自に提出を求めている書類があると回答した具体的な書類の内容

- ・閲覧に供していないが事業報告書等提出の際に本県の細則で定められた「医療法人事業報告 書等届出書」の添付を求めている。
- ・決算届鑑文(表紙):知事あてとし、届出日、医療法人名、法人所在地、理事長名、会計年度、 会計期間及び添付書類を記載する書類。押印は不要としている。
- ・事業報告について決議した社員総会の議事録
- ・勘定科目内訳書(法人税の確定申告で税務署に提出する書類の写し)
- ・決算を承認した社員総会(理事会)の議事録の写し
- ・医療法人現況等調査書(役員・理事・監事・社員等の情報等)非公開としている。
- · 医療法人事業報告書等届出書表紙

(3) 都道府県ホームページ等での事業報告書等の閲覧のデメリット

① 都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧によって生じるリスクの有無ホームページ等での事業報告等の閲覧によるリスクについて、特になしと回答した都道府県は32 (84.2%)、あると回答した都道府県は6 (15.8%)であった。リスクがあると回答した理由については、法人の信用や風評を損なうリスクが回答として挙がった。



② ①でリスクがあると回答した理由

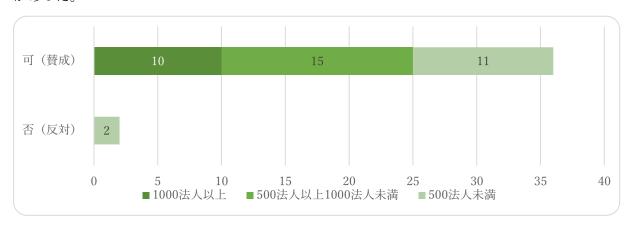
- ・現在存在していない、信用リスク、風評リスク等が新たに発生する。
- ・社会医療法人については、財務も比較的安定しており、公益性の観点からも、社会福祉法人 と同様のロジックで公開してもよいかと思う。しかし、その他の医療法人(特に、数十床程 度の小規模な病院を経営する医療法人や一人医師医療法人)については、慎重に対応すべき と考える。懸念される理由のひとつを挙げると、当課では医療安全支援センターを設置して いるが、極めて個人的な感情や一方的な思い込みによる医療機関へのクレームや行政処分要 求などの事例が多く、医療現場も相談センターも常日頃対応に苦慮している。医療機関に対 して一方的な不満や恨みをもつ者は常時存在しており、このような者に対して医療法人の信 用に関する情報に格段にアクセスしやすい環境を与えてしまうことになる。ネットで得られ る情報は SNS による拡散等を容易にしてしまい、それによって風評が広まることで、医業経 営に悪影響となることが懸念される。また、医療法人の財務の特徴として、一人医師医療法 人は大部分が家族経営であり、財務については理事長個人の収入及び財産と一体で見る必要 がある。そのため、医療法人が赤字だとしても必ずしも経営状態が悪いとは限らない。一方、 地域医療のために収益性が低い診療部門に尽力し、金融機関の支援を得ながら医業を続けて いる医師もおり、財務だけで医業の善し悪しを判断できない。このように、医療法人の財務 には様々な事情を考慮しなければならないが、短絡的な判断や意見に経営が巻き込まれるこ とも懸念される。さらに、人件費を公表した場合、その額から役員報酬額も推定できるため、 医師個人が犯罪にさらされるリスクが増大することも懸念される。なお、このような事例が 発生した際に、県や国に対する訴訟が発生しうるリスクも懸念される。以上から、公益法人 や上場企業のように財務情報について全部公開するのではなく、公開情報については法人経 営に影響を与えない程度の内容としていただきたい。また、公開の実施にあたっては、不特

定多数に閲覧が容易になることを踏まえ、閲覧請求者に対しては厳格な本人確認を行った上での登録制とし禁止事項等についての確認書の提出を義務付けるなど、慎重な対応を図っていただきたい。

・閲覧の電子化に係る運用の詳細が国から示されないと都道府県において予算措置をはじめとする準備ができない。全国一律の対応を前提としているならば、早期に示していただかないと一部の自治体で令和5年度当初に閲覧の電子化が間に合わないなど、所管の医療法人に混乱を来すおそれがある。

(4) 全国的な電子開示システムによる開示の検討への意見

① 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否 医療法人の電子的な開示について、可(賛成)と回答した都道府県は36(94.7%)、否(反対) と回答した都道府県は2(5.26%)であった。理由について、開示の対象法人を絞るべきとの回答 があった。



② ①で反対とした理由

(反対ではないが以下回答あり)

・令和5年からの県ホームページでの閲覧がどのような形で行うのか何の情報も得られてないが、医療機能情報のように共同システム化することには賛成する。但し、WAMNETのような内容であれば社会医療法人のみを対象とすべきと考える。なぜなら、財務的に安全性が高く、事務体制が整い、ガバナンスが機能している医療法人は社会医療法人などの一部に限られる。小規模な医療法人に一律にそこまでの対応を求めるのは現実的で無いと考える。

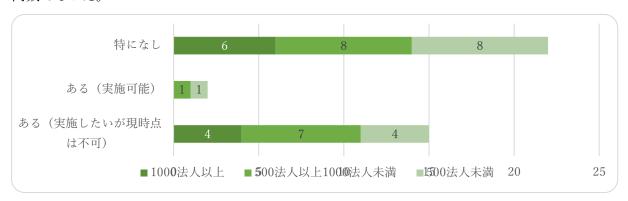
(5) 事業報告書等のデータベースの活用可能性

① 管内の医療法人の事業報告書等のデータベースを活用して、医療法人の経営分析等を行って個別にフィードバックする必要性の有無

データベースを活用した経営分析の必要性について、特になしと回答した都道府県は 22 (57.9%)、ある (実施可能)と回答した都道府県は 2 (5.26%)、ある (実施したいが現時点は不可)と回答した都道府県は 15 (39.5%)であった。

特になしとした理由について、必要性や法的根拠が不明であること、専門知識がないこと、といった回答があった。

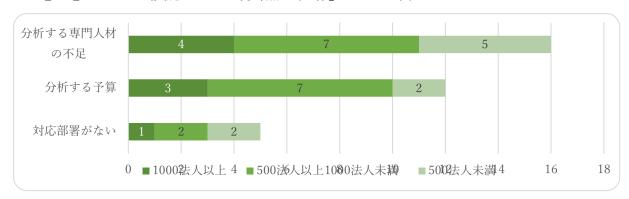
ある(実施したいが現時点は不可)とした理由について、分析する専門人材の不足、分析する 予算、対応部署がない、の順に多かった。現時点の具体的な対応方針は、個別の医療法人に通知、 都道府県 HP 等に通知、個別医療法人の経営課題を分析して改善点や方策を助言・指導、がほぼ 同数であった。



② ①で「特になし」とした理由

- ・現時点では、個別にフィードバックするまでの必要性はないと考えているため。
- ・民間の医業経営に行政が介入する必要性、法的根拠が不明確であるため。
- ・各法人に経営規模の差があるため、全体に有用なフィードバックができない。
- ・医療法人の経営分析等は必要であるが、医療法人の主体性に基づき、専門のコンサルタント 等を活用して行うべきである。なお、本県庁内には、当該専門人材はおらず、予算の確保も 厳しい状況である。
- ・どのようなデータベースを想定しているか分からないが、民間 (TKC等) の経営分析を超える内容であることを前提として、各法人が経営分析データを自由にダウンロードする形であれば可。通常、フィードバックとはデータを踏まえたコンサルティングまでをイメージするが、県としては担当者も少なく、全医療法人に対応することは現実的に不可能である。(本庁は担当者1名、保健所の担当者は全員技師で専門的な財務知識を有していない。またいずれも医療法人専任では無い。)
- ・経営分析は、各医療法人が独自に行うべきものである。また、都道府県は医療法人の経営に ついて意見等を述べる立場にない。
- ・医療法人への経営面の助言は、民間のコンサルタントの役割と考えられるため。

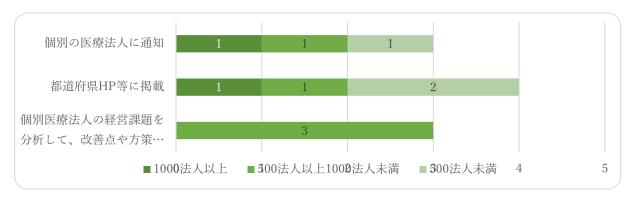
③ ①で「ある (実施したいが現時点は不可)」とした理由



その他の理由

- ・事業報告書等の内容だけでは経営分析は不可能かと考える。
- ・運用方法にもよるが 2,380 法人に個別にフィードバックし、その質問等に対応できる体制ではない。

④ ①で「ある(実施したいが現時点は不可)」とした場合の具体的な対応方針(現時点)



その他の具体的な対応方針

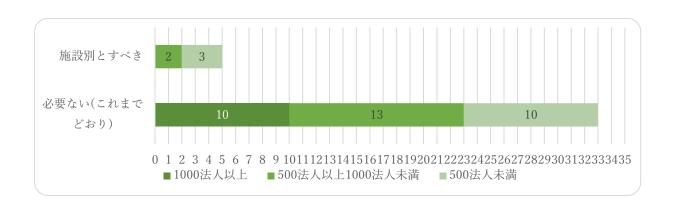
・運用方法にもよるが 2,380 法人に個別にフィードバックし、その質問等に対応できる体制ではない。

(6) 事業報告書等の詳細化

事業報告書等の内容を見直し、記載事項を詳細化することへの意見 (設問7)

① 施設別の損益計算書を届出の対象とすべきか

施設別の損益計算書を届出の対象とすべきかどうかについて、施設別とすべきと回答した都道府県は5(13.2%)、必要ない(これまでどおり)と回答した都道府県は33(86.8%)であった。施設別とする理由としては、各施設で収益率等が異なり詳細な経営分析が出来るためといった回答があった。

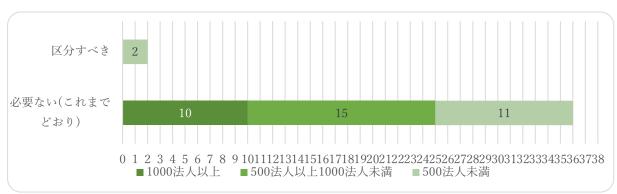


施設別とする理由

- ・各施設で収益率等が異なると考えられるため。
- ・あれば良いとは思う。但し、多数の施設を経営する法人の場合、TKC 書式を可とするなど提出様式を柔軟な対応にしないと、医療法人側の負担感が非常に大きくなることは留意してほしい。
- ・施設別とした方が各施設の経営状況が把握できると考えているため。
- ・経営分析を行う場合、より多くの情報がある方が、詳細な経営分析ができるため

② 損益について施設別にしたうえで更に入院・外来等に区分すべきか

入院・外来等に区分すべきかどうかについて、区分すべきと回答した都道府県は 2 (5.26%)、必要ない(これまでどおり)と回答した都道府県は 36 (94.7%)であった。区分する理由としては、施設別よりも入院・外来の明示で十分という回答や、より多くの情報が経営分析に役立つといった回答があった。

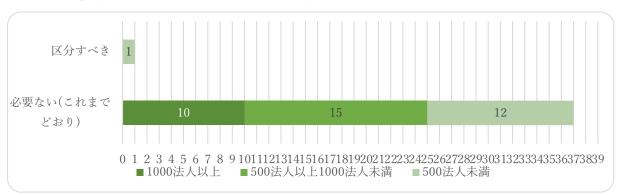


区分する理由

- ・施設別に分けるまでは必要なく、入院・外来だけ明示されていれば十分だと思う。
- ・経営分析を行う場合、より多くの情報がある方が、詳細な経営分析ができるため

③ 損益の費用について主要費目を区分すべきか

主要品目を区分すべきかどうかについて、区分すべきと回答した都道府県は1(2.63%)、必要ない(これまでどおり)と回答した都道府県は37(97.4%)であった。区分する理由としては、より多くの情報が経営分析に役立つといった回答があった。



区分する理由

- ・現状が大まか過ぎるので、もう少し詳しくてもよいと思う。
- ・経営分析を行う場合、より多くの情報がある方が、詳細な経営分析ができるため

④ 上記①から③のように、事業報告書等の記載項目を詳細化した場合、開示対象とすべきか詳細化された場合の開示対象について、01 詳細化して全て開示すべきと回答した都道府県は1(2.63%)、02 詳細化するが開示範囲は別に整理した方がよいと回答した都道府県は2(5.26%)、03 詳細化しても開示範囲は変更する必要がないと回答した都道府県は2(5.26%)、04 詳細化せず、開示範囲も変更すべきではないと回答した都道府県は33(86.8%)であった。



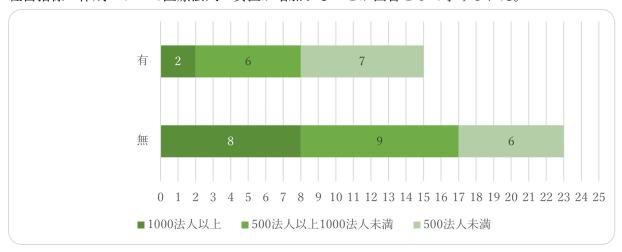
理由

- ・資金調達は法人単位で行われるため、各施設の詳細まで開示する必要はない。(03 を選択)
- ・公表にあたっては、販管費のうち減価償却費や委託費だけ公表するなど、公表科目は制限した方がよいと思う。(02を選択)
- ・詳細化して事業報告書等を提出させるのであれば、開示すべきだと考える。開示しないので あれば、詳細な資料を求める必要はないのではないか(01 を選択)
- ・情報によっては、公開することで法人の不利益になることがあるため。(02 を選択)

(7) 全国規模の経営指標(全国の平均値等)を作成する必要性の有無

国が医療法人から施設別の経営情報(非公表)に関する追加的な報告を受けることを前提として、国が当該報告内容を活用して、全国規模の匿名化された病院の経営指標(全国の平均値等)を作成する必要性の有無(設問8)

経営指標を作成する必要の有無について、有と回答した都道府県は15(39.5%)、無と回答した都道府県は23(60.5%)であった。無しとした理由としては、活用機会が限られてしまうこと、経営指標の作成において医療法人の負担が増加することが回答として挙げられた。



「なし」とした理由

- ・経営指標の活用機会が限られるため
- ・管内の経営状況を分析するノウハウ等がないため、全国との比較ができない。
- ・一定規模以上の医療法人には参考になると思うが、小規模な医療法人については参考にならないのではないか。
- ・明確に必要とする業務が現状想定されないため。
- ・病院経営管理指標に加えて「仮に」経営分析を作るのであれば必要性がないと考える。病院 経営管理指標に代えて行うのであれば、システムの設計に際して、既存の統計システム又は 開発するシステムで報告が出来る等医療法人側も負担軽減が図られる仕組みが必要ではない か。
- ・必要性を感じないため。また、作成により医療法人の負担が増加することが予想されるため。

(8)参考としたい経営指標【収益性】

(設問8において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【収益性】(設問9) 参考としたい経営指標【収益性】については、01.医業利益率、02.総資本医療利益率、03.経営 利益率、04.償却前医業利益率、08.人件費比率、の回答が多かった。

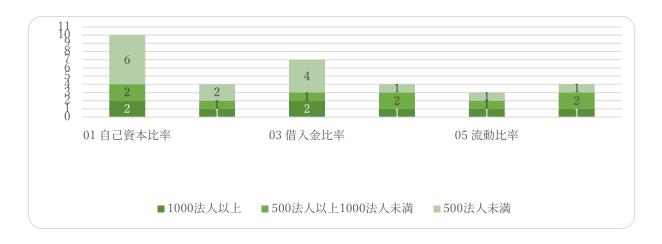


(設問8において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【収益性】(設問9)

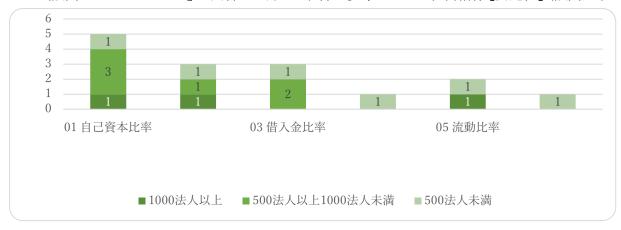


(9)参考としたい経営指標【安定性】

(設問8において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【安定性】(設問10)参考としたい経営指標【安定性】については、01.自己資本比率が最も多く、続いて03.借入金比率、02.固定長期適合率、の回答が多かった。



(設問8において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【安定性】(設問10)

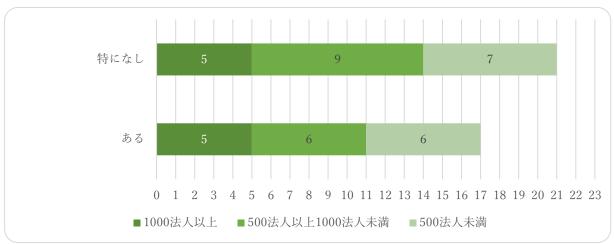


(10) 今後電子化すべき各種届出の有無

令和4年4月以降、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用して医療法人の事業報告 書等が届け出られることを踏まえて、今後、G-MIS を活用して届出を電子化すべき、医療法人制 度に関する各種届出の有無(設問 11)

G-MIS を活用して届出を電子化すべき、医療法人制度に関する各種届出の有無

電子化すべき各種届出について、特になしと回答した都道府県は21 (55.3%)、あると回答した 都道府県は17 (44.7%)であった。「ある」とした届出としては、登記に関する変更届や完了届、 定款の変更などといった回答があった。



「ある」とした届出

- · 役員変更届、登記完了届、登記事項変更登記完了届等
- ・医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査において、資産の総額に係る登記 完了届も電子化していただけるのかという問い合わせを複数受けたため。
- ・登記に関する届出
- ・登記事項変更登記完了届(決算に伴い、事業報告書等とあわせて提出があるもののため)
- ・医療法人役員変更届、医療法人変更登記完了届
- ・登記届、役員変更届、精算結了届、定款変更、厚労省からの調査関係
- ・役員変更の届出
- ・登記終了届(施行令5条の12)、役員変更届(施行令5条の13)。ただし、以下の解題を 国で整理するする必要がある。

役員変更届→印鑑証明の電子化

登記終了届→都道府県庁が無料で登記簿を閲覧できる仕組み作り。

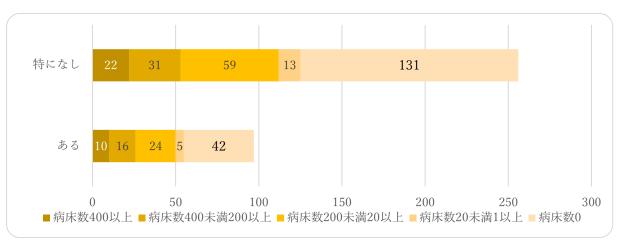
- ・医療法人の定款等の変更、解散認可の申請、役員変更及び登記事項変更登記完了に関する届出(医療法人の基本情報として、届出事項などを G-MIS に登録しておき、それを変更すると必要となる手続を自動で医療法人に知らせる機能があるとよいと思う。)
- ・医療法人登記事項届(医療法施行令第 5 条の 12)、役員変更届(医療法施行令第 5 条の 13)

2) 医療法人向け調査

(1) 都道府県ホームページ等での事業報告書等の閲覧のデメリット

令和 5 年度から都道府県ホームページ等において事業報告書等が閲覧に供される予定ですが、それに係るデメリットについて(設問8)

① 都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧によって生じるリスクの有無ホームページ等により事業報告書等を閲覧に供するデメリットについて、特になしと回答した医療法人は256(70.1%)、あると回答した医療法人は97(26.6%)であった。リスクの理由としては、犯罪や営業への利用に対する懸念、職員の採用への影響、業者との取引に不利となる懸念が回答として挙げられた。



② ①でリスクがあると回答した主な理由

- ・法人理事長の住所は、法人登記簿情報をインターネットを介して得る事で、全国いつでも誰であっても容易に知ることができる状態になっている。この上、事業報告書等がホームページ等において閲覧できる状態になるとすると、収益額・理事報酬を含む人件費・現預金資産額等が、全国いつでも誰であっても容易に知ることができるようになる。これは犯罪者集団に、空き巣・強盗・子女の誘拐・身代金の要求等の凶悪犯罪を誘発する情報を与えることとなり、医療法人の存続性や財産を危険に晒すことになるばかりか、人命に関わる事態をもたらすことは明らかである。
- ・赤字経営の際は職員の採用で不利となるおそれがある、また職員の退職が促進されるおそれ がある。
- ・取引業者との価格交渉の際に不利となるおそれがある。
- ・得られた情報により誤解が生じるのでは?
- ・収支状況が不芳であれば患者にとり不安が生じる。また、収益が上がればまた、不安が生じ るのではないか。
- ・コンサルタント業からの営業に利用される恐れがある。コンサルタントを装った反社に利用される恐れがある。
- ・大手医療・介護チェーングループに労せずして事業展開のマーケットデータを提供すること

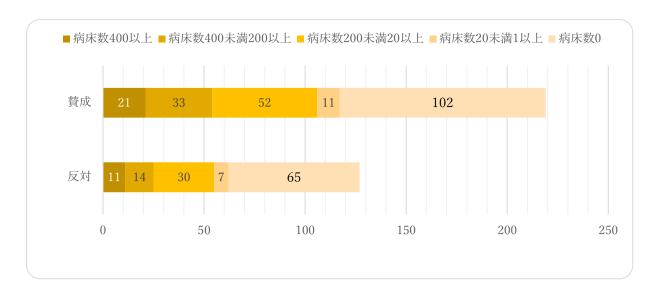
になり、非営利の大原則が破壊される懸念がある。

- ・現状でも意味不明な営業電話等がかかってくるが、県の HP を閲覧するだけで事業状況等を 把握できるとより悪質な内容となるのが容易に想像できるため
- ・大規模な法人であれば可能かもしれないが、中小であると経費や人的エネルギーは法人の存 続や医療・介護サービスの充実に注ぐべきであり経理や報告に注力するのは妥当とは思えない
- ・何事も結果の数字のみで判断されてしまう可能性が高い
- ・健全経営を目指しているが、コロナ禍による減収など、地域の方が閲覧する場合、不安を煽る可能性がある。
- ・健全な医療提供に関係の無い営業行為を行う者が、その資料として閲覧し得た情報を基に、 営利活動を行う懸念がある。
- ・医療法人の経営は外的因子によるものも多く、経営状況=その医療法人の価値ではないから。
- ・不足している職員募集に支障が出る可能性が大きい。公益法人や株式会社のように財団法人 が事業内容を公けにする必要はないと考える。公開しなければならない理由は理解不能であ り、財団法人には公開する義務は無い。
- ・都道府県の窓口にて閲覧請求の手続を踏めば事業報告書等を閲覧できたものが、ホームページに掲載することにより、より多くの不特定多数の第三者に情報が流れることに少し低抗がある。

(2) 全国的な電子開示システムによる開示の検討への意見

財政制度等審議会(財政制度分科会)で、今後の検討事項として全国的な電子開示システムによる開示(※)を検討することへの意見(設問9)

① 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否事業報告書等が開示となることの可否について、賛成と回答した医療法人は219(60.0%)、反対と回答した医療法人は127(34.8%)であった。反対の理由としては、医療法人だけの公開となる疑念、システムへの入力作業が煩雑となる恐れ、犯罪や営業への利用に対する懸念、風評被害の発生が主な回答として挙げられた。



② ①で反対とした主な理由

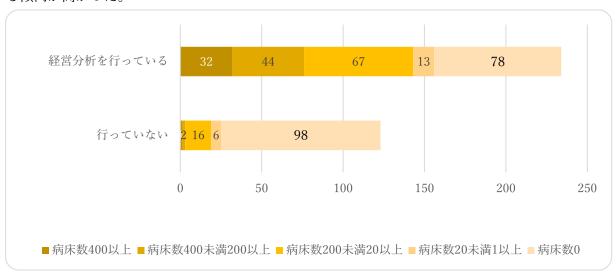
- ・税制優遇を受けているわけでもなく、医療法人のみ一律に公開を求められる理由が理解でき ておりません。
- ・社会福祉法人で業務を経験しているが入力作業等が煩雑
- ・行政書類の届出と同システムへの連動性がない(別業務)
- ・情報量を整理してほしい(不要なものも多いのでは)
- ・非営利にかかわらず、収支にかかる情報は受診者の不安材料になる。
- ・関係のない者に閲覧されたくない
- ・現在、所管の県庁まで閲覧許可を得て、各医療法人の決算届の写しを取りに行っているため、 その手間を省くことができる。
- ・行政も国民も特に関心のない個別医療法人の財務諸表電子開示に関心があるのはどの様な勢力かという問題。投資家とタッグを組んだ M&A 仲介会社か大手医療・介護グループ辺りかと思われる。厚労省も経営状態の思わしくない中小病院のスクラップ&ビルドにその様な事業体を活用したいという意図は理解出来ないこともないが。
- ・現状でも県庁等に出向けば情報開示はされていると認識しているが、不特定多数の人への情報公開をした場合に詐欺やそれに類する行為の対象となるのではないかと危惧するため
- ・公開された情報がどのように利用されるか予想できない
- ・医療機関毎、地域毎に様々な特性がある。本当に地域医療構想や社会保障制度に役立つことが目的であれば、しっかりと全ての医療提供体制に義務づけるべきであり、医療法人のみに課すことは極めて不合理である。
- ・電子開示システムに対する制御規制が完全にされる保障はない。日本の対勢の遅れが常に不 安。
- ・未知の業者やコンサルティング企業からの宣伝や勧誘・案内などのDMやTelが増え、主たる事業の防げになる可能性がある。
- ・赤字のとき、あそこは利益ないから危ないので辞めた方がいいよなどと職員がこなくなる。
- ・財務内容が悪化している場合、以下のようなリスクが考えられる。①職員採用に不利となる

- ②風評被害により、患者が集まらない③物品や資材、人財派遣、リースなどの仕入れ価格交渉に影響がある(信用力)
- ・厚生労働省並びに都道府県保険課が国の施策として使用するものであるならば賛成ではあるが、全ての人に事業内容を開示することは、M&A会社や金融機関等からの標的になりやすく、同上のように診療報酬改定にて、損益が増減しやすい医療法人にとってメリットがない。 買収等の連絡だらけで真の医療に専念できないデメリットしかない。
- ・小児科で収益が少ない上公認心理師を使う発達相談も行っているため経営状態は良くありません。収益の少なさが提供する医療の質と同等にみられる懸念があります。加えて各種セールス(経営コンサルタントなと)のダイレクトメールが増えるのが心配です
- ・①データーの誤用や悪用②データーに対する誹謗中傷③★この様なことが発生した場合にど この誰が責任を持ってどのように対処するのかが明確でない点
- ・財団医療法人は持ち分がなく非営利で出資者はいない。財団は財産そのものを法人とみなす 制度であり財産を安定して管理しなければならない。財団の財産は個人資産のようなもので、 個人資産をネットで公開することなどありえないのと同様に財団医療法人の財産を公開する ことには断固反対であり拒否する。

(3)経営指標に基づいた経営分析の実態

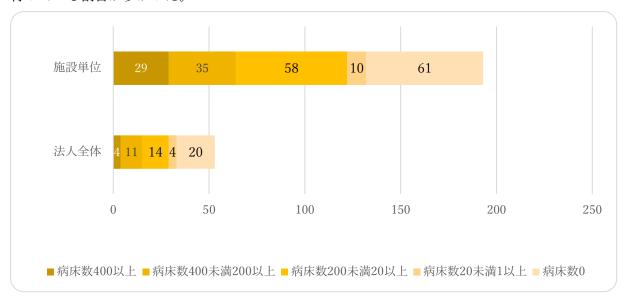
場面ごとに、どのような経営指標に基づき経営分析を行っているか(設問 10) 経営分析を行っているか

経営分析を行っているかどうかについて、行っていると回答した医療法人は232(64.1%)、行っていないと回答した医療法人は122(33.4%)であった。病床数が多いほど経営分析を行っている傾向が高かった。



① (「経営分析を行っている」と回答された場合のみ)経営分析は、施設単位で行われていますか

経営分析を施設単位で行っているかどうかについて、施設単位と回答した医療法人は 193 (78.5%)、法人全体と回答した医療法人は 53 (21.5%) であった。病床数によらず、施設単位で行っている割合が多かった。

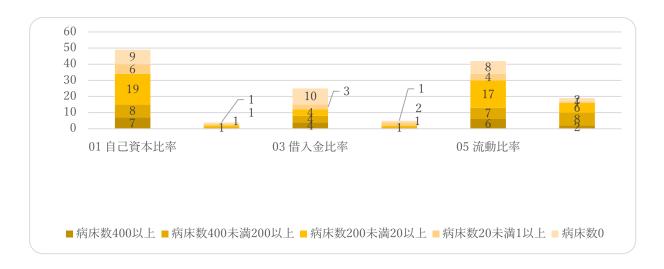


- ② (「経営分析を行っている」と回答された場合のみ)経営分析の場面
- ②-1 月次決算時 収益性指標
- 01.医業利益率と03.経常利益率の回答数が突出して多い結果となった。



②-1 月次決算時 安全性指標

01.自己資本比率、05.流動化比率の回答数が多く、次いで03.借入金比率、06.1 床あたり固定資産額、が多い結果となった。



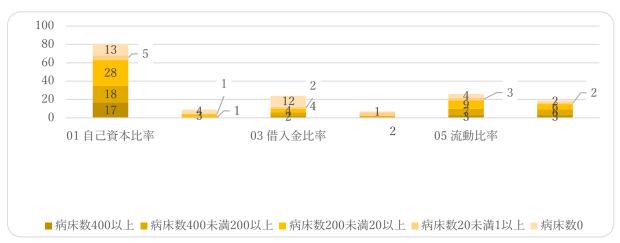
②-2 年度決算時 収益性指標

03.経常利益率の回答数が突出して多く、次いで01.医業利益率という結果となった。



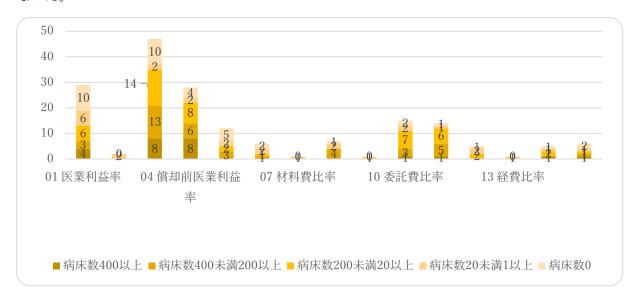
②-2 年度決算時 安全性指標

01.自己資本比率が最も多い結果となった。



②-3 設備投資時 収益性指標

03.経常利益率の回答数が最も多く、次いで01.医業利益率、04.償却前医業利益率が多い結果となった。



②-3 設備投資時 安全性指標

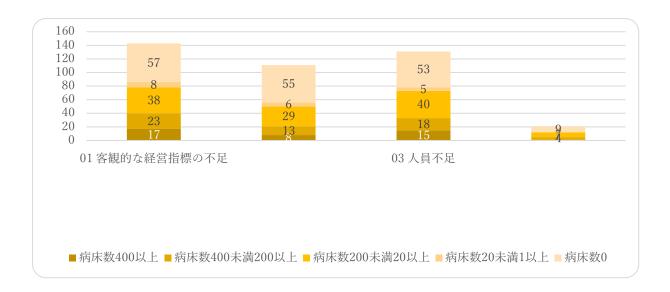
03.借入金比率、04.償却期間、01.自己資本比率の順に回答数が多かった。



(4)経営指標に基づいた経営分析の実態

経営分析を行うにあたっての課題(設問11)

各回答とも多くの回答数を得た。また、その他の課題としては、人材不足や費用面の課題など が挙げられた。



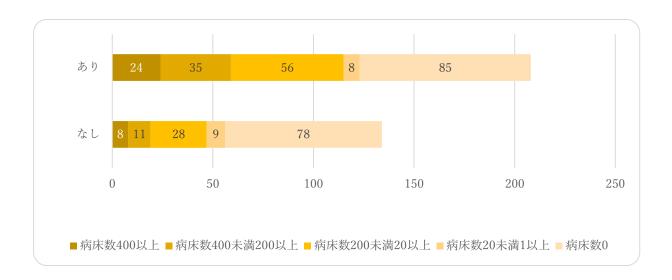
その他の具体的な課題

- ・医療コンサルタントでも適切なところがない。銀行が知識が無いものだから融資条件として コンサルの導入を提言する場合がある。
- ・令和2年9月、事業譲渡。新体制構築に伴う人材の確保等。
- ・診療報酬改定、介護報酬改定の一貫性のなさ
- ・人員不足に加え、人材育成するスキルの不足
- ・システム間における連携と、それら実現のための費用
- ・同じ規模、同じ機能形態の他の医療機関との指標比較
- ・運営母体の違いによって、会計基準が違う点
- ・年齢的に引退を考えている。気力の減退。
- ・返済額が収入に対して大きい

(5)全国規模の経営指標(全国の平均値等)を作成する必要性の有無

国が医療法人から施設別の経営情報(非公表)に関する追加的な報告を受けることを前提 として、国が当該報告内容を活用して、全国規模の匿名化された病院の経営指標(全国の平均値 等)を作成する必要性の有無(設問 12)

経営指標を作成する必要性について、ありと回答した医療法人は208(60.8%)、なしと回答した医療法人は134(39.2%)であった。「なし」とした理由については、地域性や病院の役割、会計基準の差異などで比較が難しいといった回答があった。

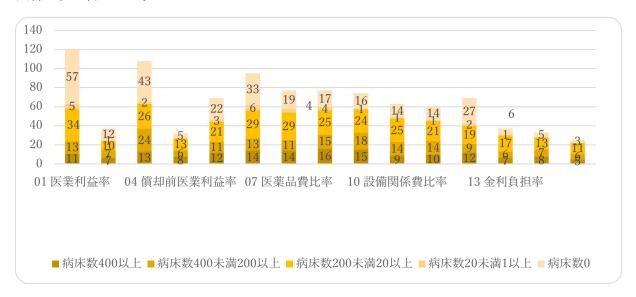


「なし」とした理由

- ・地域や施設ごとの特徴、パフォーマンスに差があり参考になることが少ない。
- ・参考にならない。単純には比較できない。
- ・一般事業ではなく、病院経営では規模ぐらいしか共通項が無いため、同じ病院は二つとない ため実質的参考とならない。
- ・当院は、当面損益分岐点売上高確保が急務であり、又各々の、診療科目の専門性等で経営数 値が異なる。
- ・会計基準の統一が前提
- ・経営母体の違いで大きな差が出て比較材料にならないと思われる。
- ・新たに報告することが業務的に負担。
- ・自由に経営させないと優秀な経営者が育つ土壌がつくれないと思う。
- ・科や学科か複数科かで全く違うので
- ・病院の経営指標は当院(診療所)には関係ないため。
- ・人的余裕のあるアンケートに答えられる法人と公的病院だけの指標はあまり意味がない。自 院なりに工夫して利益をだすよう努力している
- ・病院と言えど、多様であり、規模、機能、標榜科など度外視したデータはミスリードになる 危険性があるため。

(6)参考としたい経営指標【収益性】

(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【収益性】(設問 13) 01.医業利益率、03.経常利益率、06.材料費比率、の順に回答数が多く、その他の項目も比較的回答を多く得られた。



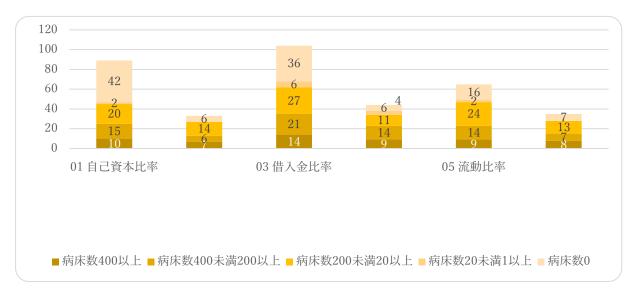
(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【収益性】(設問 13)

06.人件費比率が最も多く、01.医業利益率、03.経常利益率も多くの回答があった。



(7)参考としたい経営指標【安定性】

(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【安定性】(設問 14) 03.借入金比率、01.自己資本比率の回答数が多く、次いで 05.流動比率、04.償却期間と続いた。



(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【安定性】(設問 14)

01.自己資本比率の回答数が最も多かった。

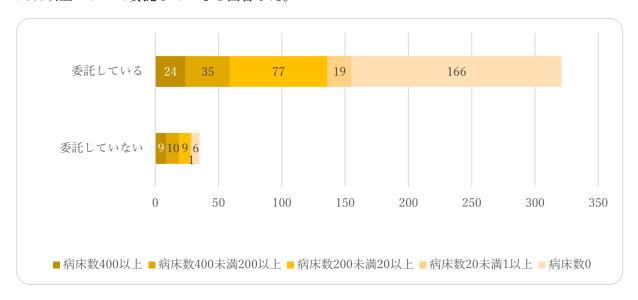


(8) 財務経理に関する体制

医療法人における財務経理に関する体制(設問15)

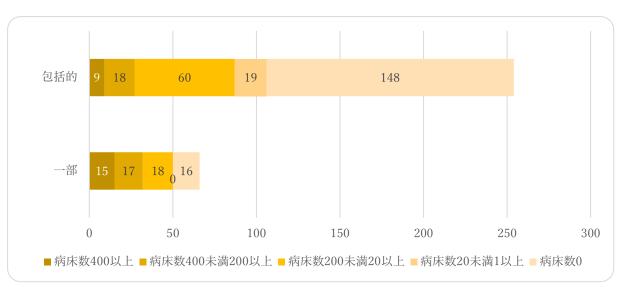
税理士や公認会計士等に財務経理に関する委託を行っているか

財務経理に関する委託について、委託していると回答した医療法人は321 (90.2%)、委託していないと回答した医療法人は35 (9.83%)であった。特に、病床数が200未満の医療法人では90%以上において委託していると回答した。



「財務経理に関する委託を行っている」と回答された場合のみ 委託の範囲

委託の範囲について、包括的と回答した医療法人は 254 (79.4%)、一部と回答した医療法人は 66 (20.6%) であった。



具体的な内容

- ・最終的な監査
- ・税務手続・確定申告等については委託を行っている
- ・月次、年次での経理。財務諸表の確認業務。
- ・法人税、消費税の計算。
- ・税務関係及び一般経理の監査業務
- · 税務申告、消費税申告、会計監查
- ・総勘定元帳の作成・決算・税務申告
- ・決算書作成、税務申告を委託 月次決算(試算表)は事務長・経理課で作成
- · 決算申告業務

(9) 事業報告書等の作成に関する体制

医療法人における事業報告書等の作成に関する体制(設問16)

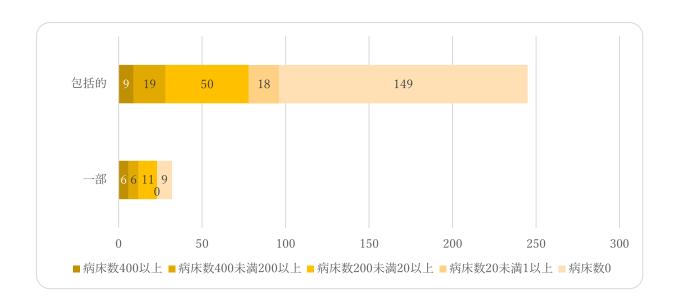
税理士や公認会計士等に事業報告書等の作成に関する委託を行っているか

事業報告書等の作成に関する委託について、委託していると回答した医療法人は279(70.0%)、 委託していないと回答した医療法人は74(21.0%)であった。特に、病床数が0の医療法人では 90%以上において委託していると回答した。



「事業報告書等の作成に関する委託を行っている」と回答された場合のみ 委託の範囲

委託の範囲について、包括的と回答した医療法人は 245 (88.4%)、一部と回答した医療法人は 32 (11.6%) であった。



具体的な内容

- ・最終的な監査
- ・個々の施設の個別決算書、都道府県基準、税務基準別の決算書の作成。
- · 社会医療法人決算報告書作成
- ・事業報告書等に係る財務数値の算出
- ・貸借対照表 及び 損益計算書 の作成補助
- ・会計年度の決算報告書等の作成を委託。それを元に法人で事業報告書を作成。
- ・償却資産申告書の作成提出。決算時の各種税の申告書作成等
- ・事業報告書等の内容の検証・指導
- · 県医療政策課提出分委託

(10) 作成可能な財務諸表の単位

作成可能な財務諸表の単位(設問17)

複数の施設を開設しているか、1つの施設のみか

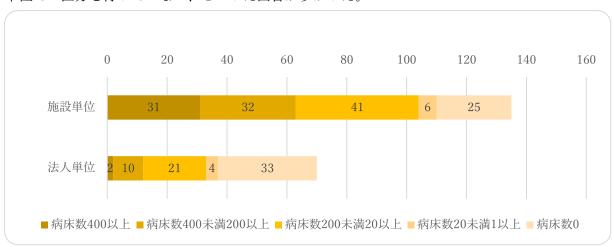
作成可能な財務諸表の単位について複数の施設を開設している法人をアンケート対象とするため、まず複数の施設を開設しているかどうか調査した。複数の施設を開設と回答した医療法人は170(47.8%)、1つの施設と回答した医療法人は186(52.2%)であった。



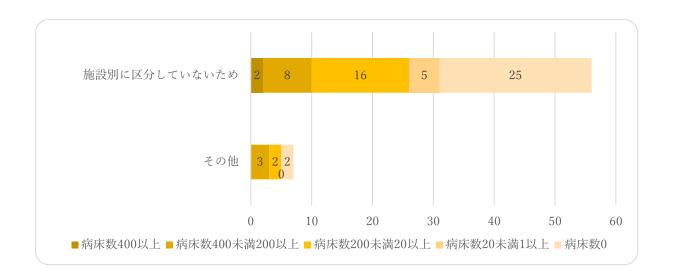
「複数の施設を開設している」と回答された場合のみ

作成可能な損益計算書の単位

作成可能な損益計算書の範囲について、施設単位と回答した医療法人は135(65.9%)、法人単位と回答した医療法人は70(34.1%)であった。法人単位と回答した医療法人においては、施設単位での区分を行っていない、といった回答が多かった。



「法人単位」と回答された理由



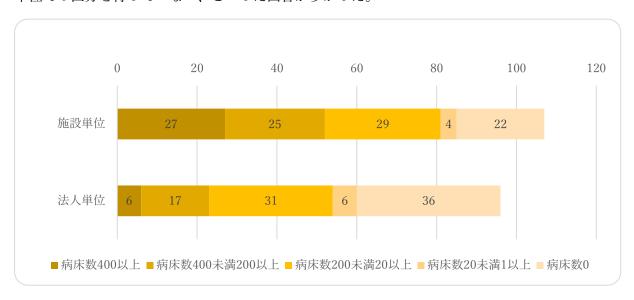
その他の理由

- ・附帯業務なしのため
- ・法人で物品を購入しており、事業所ごとに支出を分けていないため
- ・独自の区分集計を行っている為
- ・月次試算表(損益計算書、賃借対照表)は施設ごと作成しているが、決算報告書は法人単位 のみで作成

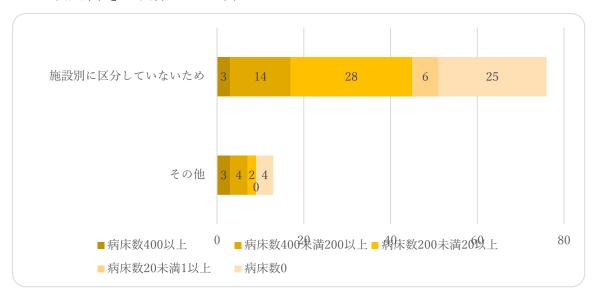
「複数の施設を開設している」と回答された場合のみ

作成可能な貸借対照表の単位

作成可能な貸借対照表の範囲について、施設単位と回答した医療法人は107(52.7%)、法人単位と回答した医療法人は96(47.3%)であった。法人単位と回答した医療法人においては、施設単位での区分を行っていない、といった回答が多かった。



「法人単位」と回答された理由



その他の理由

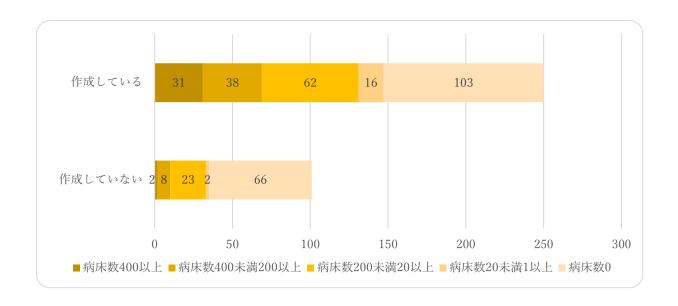
- ・開設後一定期間法人単位で損益計算書を作成しており施設ごとの資本の把握ができない
- ・附帯業務なしのため
- ・事業所ごとに支出を分けていないため
- ・資金関係の紐付けが不可能

(11) 作成可能な財務諸表の内容

作成可能な財務諸表の内容(設問 18)

都道府県に届け出ている損益計算書よりも勘定科目が詳細化された損益計算書を作成しているか。

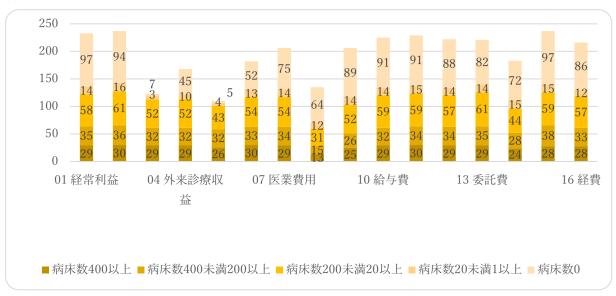
詳細化された損益計算書の作成について、作成していると回答した医療法人は250(71.2%)、作成していないと回答した医療法人は101(28.8%)であった。どの病床数においても、作成していると回答した医療法人が半数以上を占めた。



「作成している」と回答された場合のみ

記載している勘定科目

各勘定項目において、記載していると回答が多かった。また、その他の勘定項目についても回答を得られた。



その他の記載している勘定科目

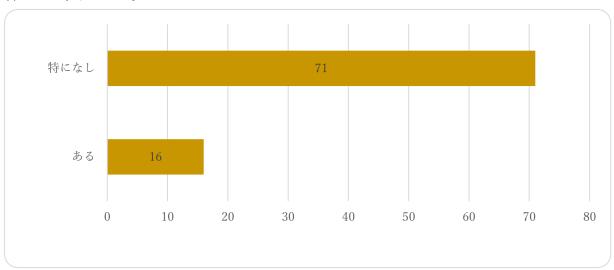
- ·研究研修費
- ・保健予防活動
- · 控除対象外消費税等負担額
- ・医業外費用・臨時収益・臨時費用
- · 医業外収益、医業外費用
- ・賃借料、保険料、修繕費、消耗品費、広告宣伝費、諸会費、リース料など
- ・施設毎の売上勘定科目を個別に設定している

3) 医療法人向け調査(歯科のみ)

(1) 都道府県ホームページ等での事業報告書等の閲覧のデメリット

令和 5 年度から都道府県ホームページ等において事業報告書等が閲覧に供される予定ですが、それに係るデメリットについて(設問8)

① 都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧によって生じるリスクの有無ホームページ等により事業報告書等を閲覧に供するデメリットについて、特になしと回答した医療法人(歯科のみ)は71(81.6%)、あると回答した医療法人(歯科のみ)は16(18.4%)であった。リスクの理由としては、営業への利用に対する懸念、業者との取引に不利となる懸念が回答として挙げられた。



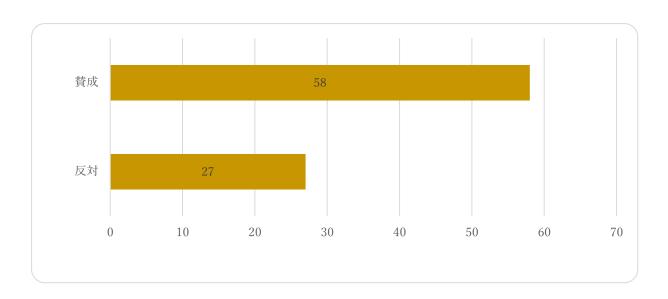
② ①でリスクがあると回答した主な理由

- ・コンサルタント業からの営業に利用される恐れがある。コンサルタントを装った反社に利用される恐れがある。
- ・他社への情報漏洩により営業に使われる恐れを感じる
- ・個別の医療法人の経営情報に匿名でアクセスできるようになることで、行きすぎた詮索や営業につながる可能性がある。SNS などで拡散される恐れがある。

(2)全国的な電子開示システムによる開示の検討への意見

財政制度等審議会(財政制度分科会)で、今後の検討事項として全国的な電子開示システムによる開示(※)を検討することへの意見(設問9)

① 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否 事業報告書等が開示となることの可否について、賛成と回答した医療法人(歯科のみ)は58 (68.2%)、反対と回答した医療法人(歯科のみ)は27(31.8%)であった。反対の理由としては、 営業への利用に対する懸念が挙げられた。



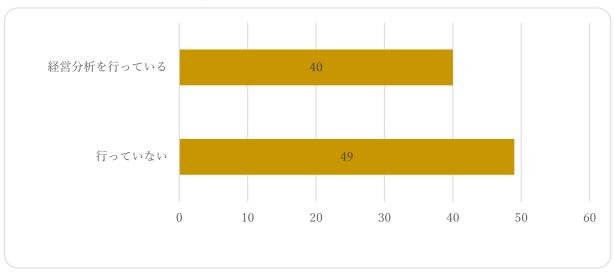
② ①で反対とした主な理由

- ・コンサルタント業からの営業に利用される恐れがある。コンサルタントを装った反社に利用される恐れがある。
- ・他社への情報漏洩により営業に使われる恐れを感じる
- ・今までと変わることへの不安

(3)経営指標に基づいた経営分析の実態

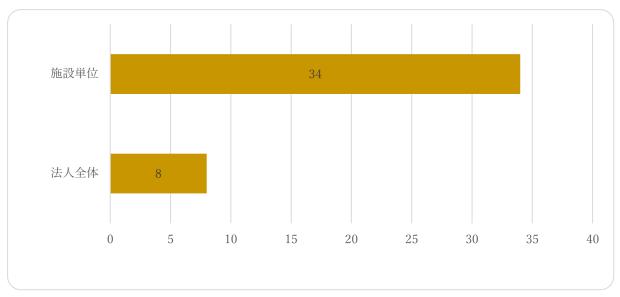
場面ごとに、どのような経営指標に基づき経営分析を行っているか(設問 10) 経営分析を行っているか

経営分析を行っているかどうかについて、行っていると回答した医療法人(歯科のみ)は 40 (44.9%)、行っていないと回答した医療法人(歯科のみ)は 49 (55.1%)であった。経営分析を行っていない法人がやや多い回答数となった。

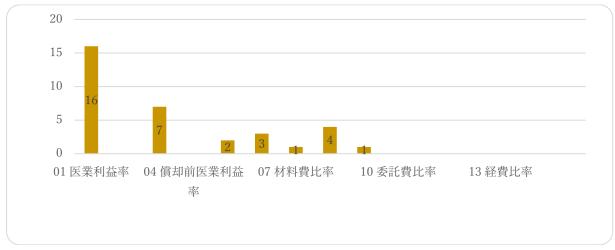


① (「経営分析を行っている」と回答された場合のみ)経営分析は、施設単位で行われていますか

経営分析を施設単位で行っているかどうかについて、施設単位と回答した医療法人は 34 (81%)、 法人全体と回答した医療法人は 8 (19.0%) であった。施設単位で行っている割合が多かった。

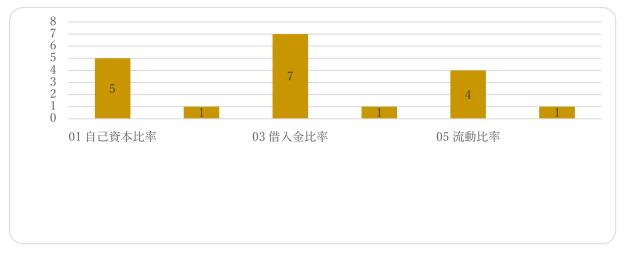


- ② (「経営分析を行っている」と回答された場合のみ)経営分析の場面
- ②-1 月次決算時 収益性指標
- 01.医業利益率が最も多く、次いで03.経常利益率の回答数が多かった。



②-1 月次決算時 安全性指標

03.借入金比率、01.自己資本比率、05.流動化比率の回答数が多かった。



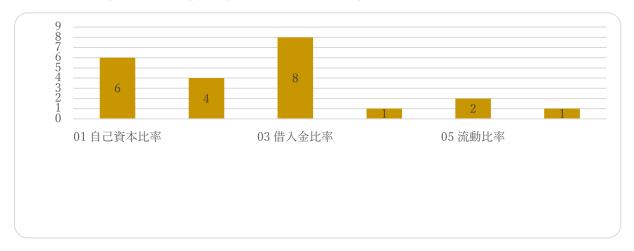
②-2 年度決算時 収益性指標

03.経常利益率の回答数が突出して多く、次いで01.医業利益率という結果となった。



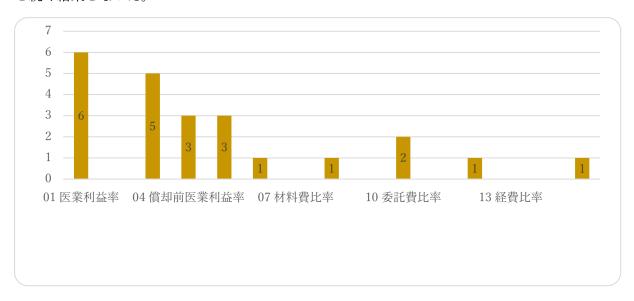
②-2 年度決算時 安全性指標

03.借入金比率、01.自己資本比率、02.固定長期適合率の回答数が多かった。



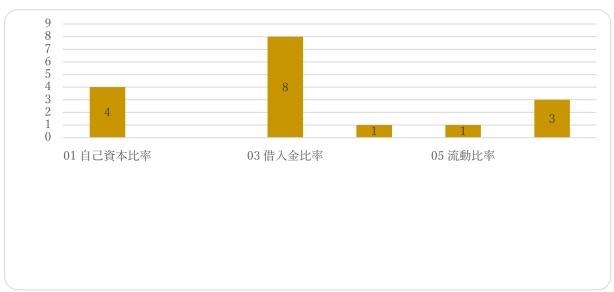
②-3 設備投資時 収益性指標

01.医業利益率、03.経常利益率の回答数が多く、次いで、04.償却前医業利益率、05.病床利用率 と続く結果となった。



②-3 設備投資時 安全性指標

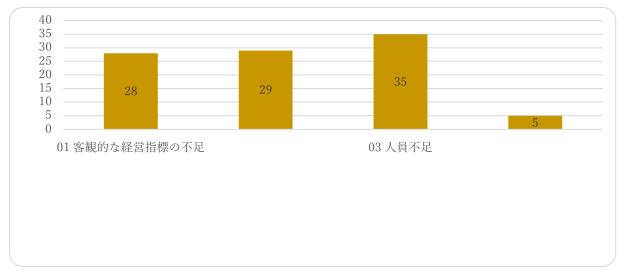
03.借入金比率が最も多く、次いで01.自己資本比率、06.1 床あたり固定資産額の順に回答数が多かった。



(4)経営指標に基づいた経営分析の実態

経営分析を行うにあたっての課題(設問11)

各回答とも同程度の回答数を得た。また、その他として具体的な課題は回答がなかった。



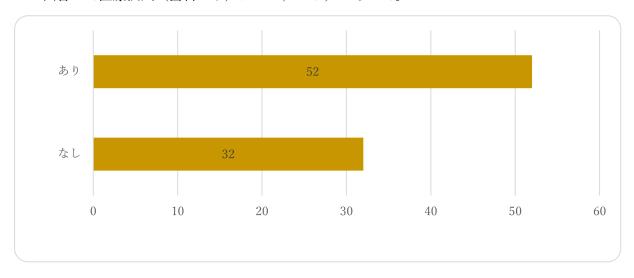
その他の具体的な課題

回答なし

(5)全国規模の経営指標(全国の平均値等)を作成する必要性の有無

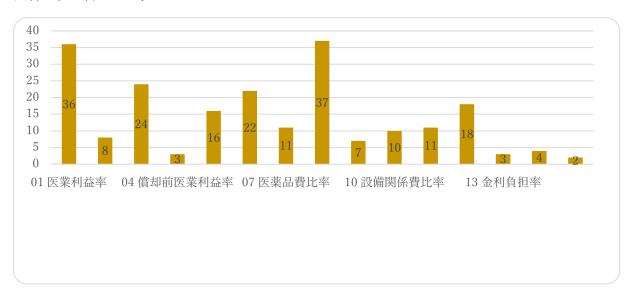
国が医療法人から施設別の経営情報(非公表)に関する追加的な報告を受けることを前提 として、国が当該報告内容を活用して、全国規模の匿名化された病院の経営指標(全国の平均値 等)を作成する必要性の有無(設問 12)

経営指標を作成する必要性について、ありと回答した医療法人(歯科のみ)は52(61.9%)、なしと回答した医療法人(歯科のみ)は32(38.1%)であった。



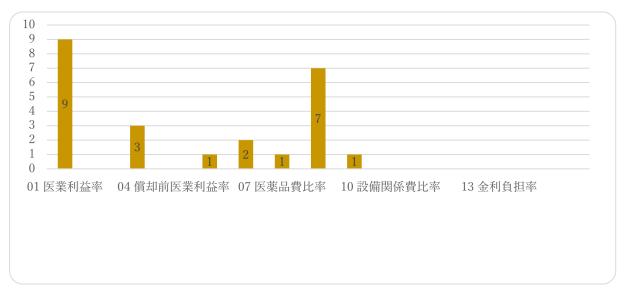
(6)参考としたい経営指標【収益性】

(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【収益性】(設問 13) 08.人件費比率、01.医業利益率、03.経常利益率、の順に回答数が多く、その他の項目も比較的回答を多く得られた。



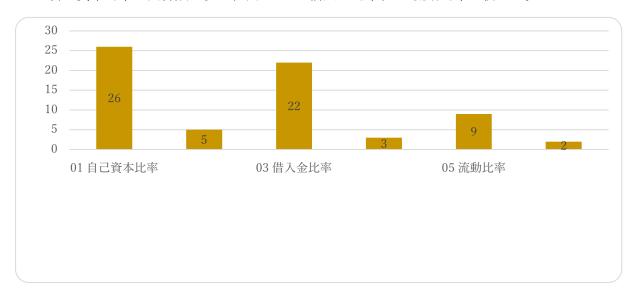
(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【収益性】(設問 13)

01.医業利益率が最も多く、次いで06.人件費比率となった。



(7)参考としたい経営指標【安定性】

(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)参考としたい経営指標【安定性】(設問 14) 01.自己資本比率の回答数が多く、次いで 03.借入金比率、05.流動比率と続いた。



(設問 12 において「あり」と回答した方のみ)特に参考としたい経営指標【安定性】(設問 14)

01.自己資本比率の回答数が多く、次いで 03.借入金比率、06.償却金利前経常利益率と続いた。



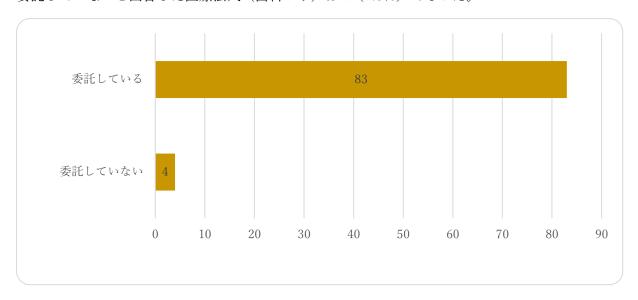
(8) 財務経理に関する体制

医療法人における財務経理に関する体制(設問15)

税理士や公認会計士等に財務経理に関する委託を行っているか

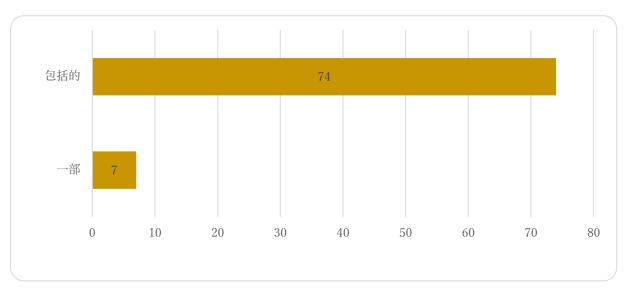
財務経理に関する委託について、委託していると回答した医療法人(歯科のみ)は83(95.4%)、

委託していないと回答した医療法人(歯科のみ)は4(4.6%)であった。



「財務経理に関する委託を行っている」と回答された場合のみ 委託の範囲

委託の範囲について、包括的と回答した医療法人(歯科のみ)は 74 (91.4%)、一部と回答した 医療法人(歯科のみ)は 7 (8.64%) であった。



具体的な内容

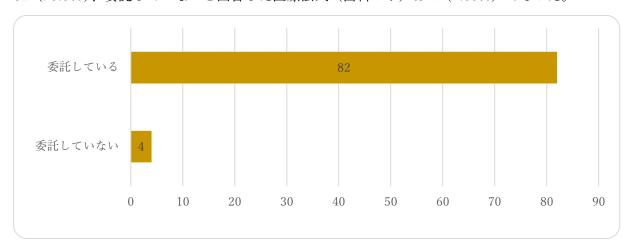
- ・総勘定元帳の作成・決算・税務申告
- ・月次監査の実施・決算申告業務

(9) 事業報告書等の作成に関する体制

医療法人における事業報告書等の作成に関する体制(設問16)

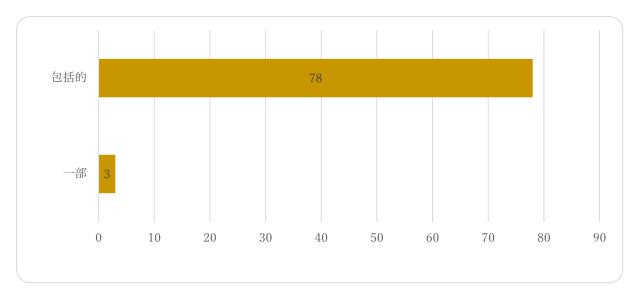
税理士や公認会計士等に事業報告書等の作成に関する委託を行っているか

事業報告書等の作成に関する委託について、委託していると回答した医療法人(歯科のみ)は 82 (95.3%)、委託していないと回答した医療法人(歯科のみ)は4 (4.65%)であった。



「事業報告書等の作成に関する委託を行っている」と回答された場合のみ 委託の範囲

委託の範囲について、包括的と回答した医療法人(歯科のみ)は78(96.3%)、一部と回答した 医療法人(歯科のみ)は3(3.7%)であった。



具体的な内容

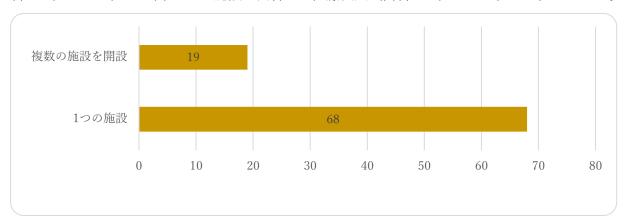
・決算届の作成

(10) 作成可能な財務諸表の単位

作成可能な財務諸表の単位(設問17)

複数の施設を開設しているか、1つの施設のみか

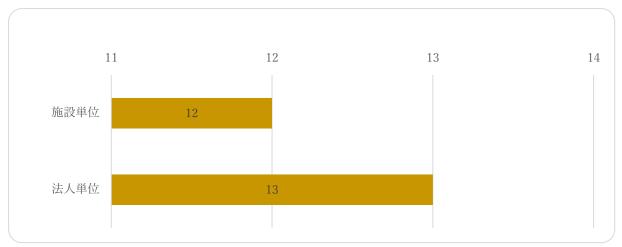
作成可能な財務諸表の単位について複数の施設を開設している法人をアンケート対象とするため、まず複数の施設を開設しているかどうか調査した。複数の施設を開設と回答した医療法人(歯科のみ)は 19 (21.8%)、1 つの施設と回答した医療法人(歯科のみ)は 68 (78.2%) であった。



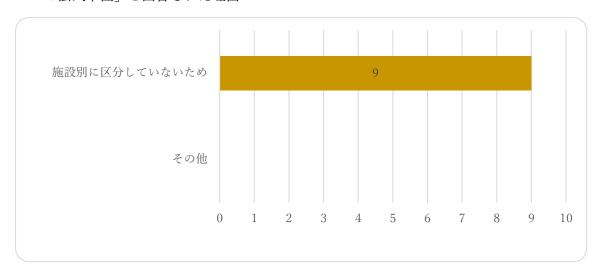
「複数の施設を開設している」と回答された場合のみ

作成可能な損益計算書の単位

作成可能な損益計算書の範囲について、施設単位と回答した医療法人(歯科のみ)は12(48.0%)、 法人単位と回答した医療法人(歯科のみ)は13(52.0%)であった。



「法人単位」と回答された理由



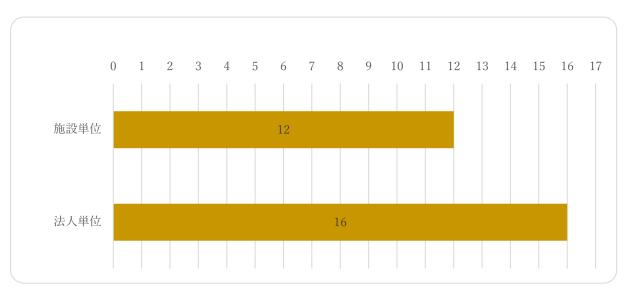
その他の理由

回答なし

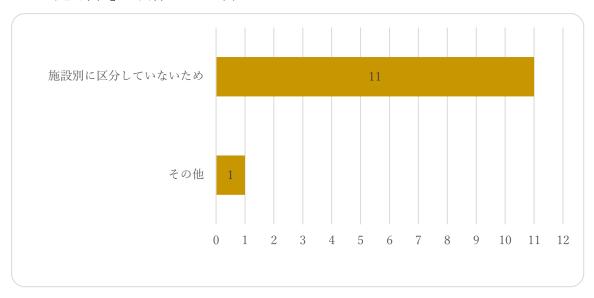
「複数の施設を開設している」と回答された場合のみ

作成可能な貸借対照表の単位

作成可能な貸借対照表の範囲について、施設単位と回答した医療法人(歯科のみ)は12(42.9%)、 法人単位と回答した医療法人(歯科のみ)は16(57.1%)であった。法人単位と回答した医療法 人においては、施設単位での区分を行っていない、といった回答が多かった。



「法人単位」と回答された理由



その他の理由

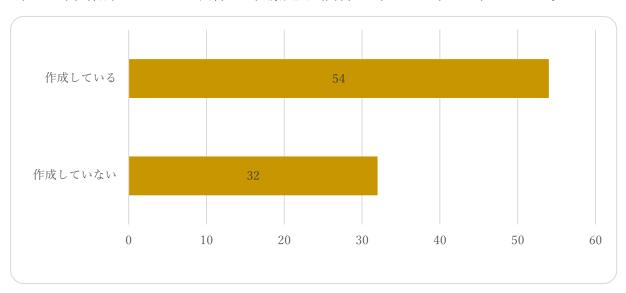
回答なし

(11) 作成可能な財務諸表の内容

作成可能な財務諸表の内容(設問18)

都道府県に届け出ている損益計算書よりも勘定科目が詳細化された損益計算書を作成しているか。

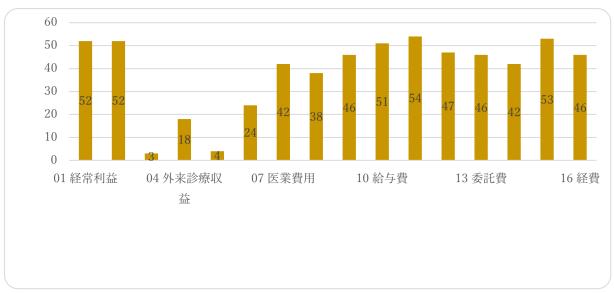
詳細化された損益計算書の作成について、作成していると回答した医療法人(歯科のみ)は54(62.8%)、作成していないと回答した医療法人(歯科のみ)は32(37.2%)であった。



「作成している」と回答された場合のみ

記載している勘定科目

いくつかの勘定項目において記載している医療法人が少ないが、多くの勘定項目については記載しているとの回答が多かった。



その他の記載している勘定科目

·研究研修費

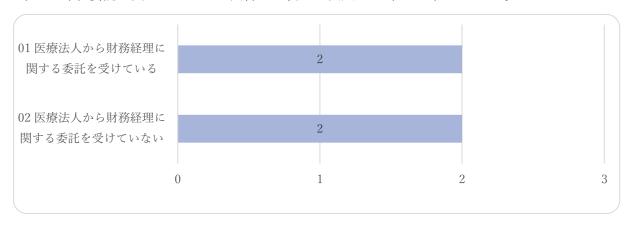
4)税理士法人向け調査

(1) 財務経理に関する体制

医療法人における財務経理に関する体制 (設問2)

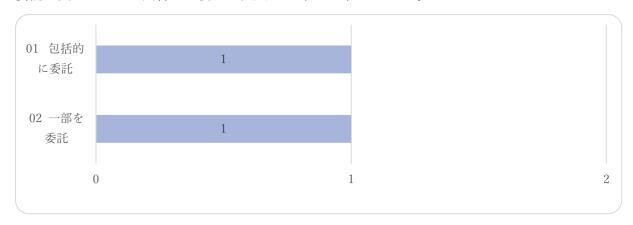
医療法人から財務経理に関する委託を受けている

医療法人からの財務経理に関する委託について、委託を受けていると回答した税理士法人は 2 (50.0%)、委託を受けていないと回答した税理士法人は 2 (50.0%) であった。



【問 2 で「01 医療法人から財務経理に関する委託を受けている」と回答された場合のみ】 委託の範囲【該当するもの全てに○】

委託の範囲について、包括的に委託を受けていると回答した税理士法人は1(50.0%)、一部の 委託を受けていると回答した税理士法人は1(50.0%)であった。



<01 一部の委託を受けている場合、具体的な委託の内容をご記入ください>

税務顧問先によって委託内容は異なるが、一部では「記帳代行業務」などの委託を受けている

<01 一部の委託を受けている場合、その理由をご記入ください>

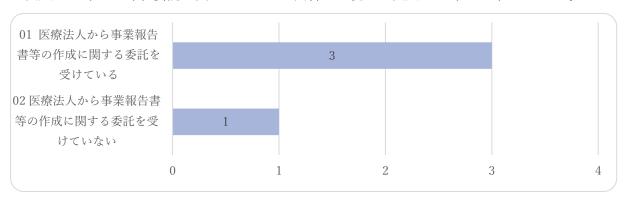
税務顧問先において「記帳代行業務」などを行う人員がいない場合は委託を受ける場合がある

(2) 事業報告書等の作成に関する体制

医療法人における事業報告書等の作成に関する体制 (設問3)

医療法人から事業報告書等の作成に関する委託を受けている

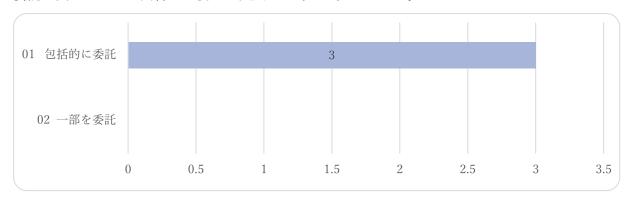
医療法人からの事業報告書等作成に関する委託について、委託を受けていると回答した税理 士法人は3(75.0%)、委託を受けていないと回答した税理士法人は1(25.0%)であった。



【問3で「01 医療法人から事業報告書等の作成に関する委託を受けている」と回答された 場合のみ】

委託の範囲【該当するもの全てに○】

委託の範囲について、包括的に委託を受けていると回答した税理士法人は3(100.0%)、一部の 委託を受けていると回答した税理士法人は0(0.0%)であった。



<01 一部の委託を受けている場合、具体的な委託の内容をご記入ください>

回答なし

<01 一部の委託を受けている場合、その理由をご記入ください>

回答なし

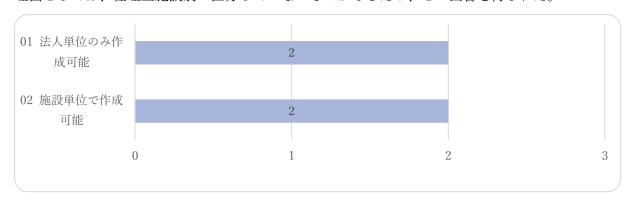
(3)委託により作成可能な財務諸表の単位

医療法人において、委託により作成可能な財務諸表の単位 (設問4)

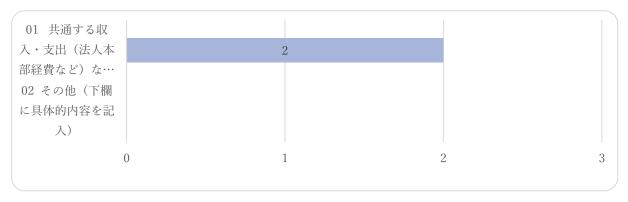
複数の施設を開設している医療法人の場合において、

作成可能な損益計算書の単位

作成可能な損益計算書の単位について、法人単位のみ作成可能と回答した税理士法人は 2 (50.0%)、施設単位で作成可能と回答した税理士法人は 2 (50.0%) であった。法人単位のみの理由としては、経理上施設別に区分していないものがあるため、との回答を得られた。



上記において「01 法人単位のみ作成可能」と回答した場合、法人単位のみの理由【該当するもの全てに〇】



その他の具体的な内容

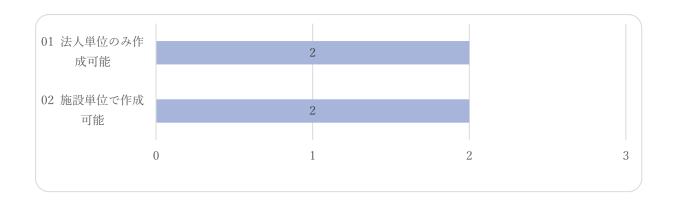
回答なし

医療法人において、委託により作成可能な財務諸表の単位 (設問4)

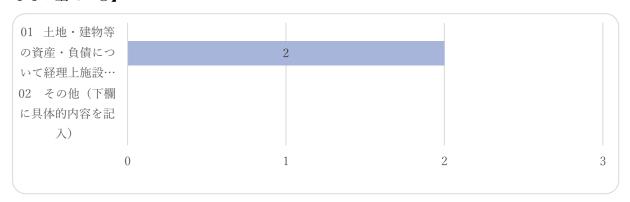
複数の施設を開設している医療法人の場合に、

作成可能な貸借対照表の単位

作成可能な貸借対照表の単位について、法人単位のみ作成可能と回答した税理士法人は 2 (50.0%)、施設単位で作成可能と回答した税理士法人は 2 (50.0%) であった。法人単位のみの理由としては、経理上施設別に区分していないものがあるため、との回答を得られた。



上記において「01 法人単位のみ作成可能」と回答した場合、法人単位のみの理由【該当するもの全てに〇】



その他の具体的な内容

回答なし

5)野木委員(公益社団法人日本精神科病院協会副会長)から提供のあった緊 急調査結果及び意見

第2回企画検討委員会において、日本精神科病院協会野木委員より、日本精神科病院協会(以下、日精協と略す)における会員病院に対する医療法人の事業報告書等の全国的な電子開示システム等に係るアンケート結果が報告 [調査対象 943 病院:回答病院数 310 病院(回答率 32.9 パーセント)] され、全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることについて、85%の医療法人が反対を表明(開設者本人が回答の場合は 89%が反対)する回答であり、また、全国的な開示によってデメリットがあると回答した医療法人が 79%(開設者本人が回答の場合は 88%が「デメリットがある」と回答)にもおよび、本調査研究事業のアンケート調査とは全く異なる結果となっていることが報告された。

回答者から自由記載形式で挙げられた意見としては、全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることに 239 件の反対意見、全国的な開示によって被るデメリットについては 254 件の意見が寄せられ、具体的には、「開示する側にメリットがない」「営利法人等に事業展開向け市場データを提供するだけ」「営利法人からのM&Aのターゲットにされる」「無用な誹謗中傷の道具となる」「個々の医療法人の経営的独立性を脅しかねない」「全世界に開示することになり悪用される恐れがある」「個人情報がネット上に拡散した場合、誰が責任をとるのか」「個人情報が保護されず、犯罪等に悪用される恐れがある」「医療法人の財源は健康保険料と自己負担でまかなわれており税金をつかっていない。従って秘匿されるべき情報を国に公開されるいわれはない」「職員の引き抜きに利用される恐れがある」等さまざまな意見が出されていたことに加え、開設者本人の回答からは「不特定多数の人々に個人情報が流出する恐れがあり、役員並びに職員を含めて犯罪に利用される不安」等が多く述べられていたとの報告も付け加えられた。

また、この日精協のアンケートでは、『現在も事業報告書が電子開示ではありませんが、誰でも閲覧できることをご存じですか』『誰でも事業報告書が閲覧できることに賛成ですか』『法務局で登記簿を見れば、誰でも代表者(開設者)の氏名と現住所が閲覧できることはご存じですか』『誰でも代表者(開設者)の氏名と現住所が閲覧できることに賛成ですか』という質問が追加で行われた。

『現在も事業報告書が電子開示ではありませんが、誰でも閲覧できることをご存じですか』については、32%の医療法人が知らなかったと回答(開設者本人が回答の場合は33%が知らなかった)、『誰でも事業報告書が閲覧できることに賛成ですか』については、75%の医療法人が反対と回答(開設者本人が回答の場合は84%が反対)、『法務局で登記簿を見れば、誰でも代表者(開設者)の氏名と現住所が閲覧できることはご存じですか』については、13%の医療法人が知らなかったと回答(開設者本人が回答の場合は18%が知らなかった)、『誰でも代表者(開設者)の氏名と現住所が閲覧できることに賛成ですか』については、71%の医療法人が反対と回答(開設者本人が回答の場合は82%が反対)であった。ここで特筆すべきは、「登記簿と事業報告書をともに開示されることは、少なくとも開設者の個人情報は丸裸にされることと同じことだ。

電子開示され全世界に開示されることに何の意味があるのか。悪用されればどうするのか。」等 の不安が述べられたことである。

最後に野木委員より、日精協のアンケートについては、開設者に回答していただくことを前提としており、今回の事務局(PwCコンサルティング合同会社)が行ったアンケートは誰が回答しているのかが分からず、社会規範を無視した準備不足のものであり、多くの委員から「アンケートそのものが作為的で、事務局にとって都合のよい結果が出るようにされている」との意見があったことも述べられた。

上記を踏まえ、今回の報告書には間に合わなかったが、四病院団体協議会(日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神病院協会)として、再度、アンケートをやり直すこととなった。

当該結果の詳細に関しては、参考資料「医療法人の事業報告書等オンライン開示に関する緊急 調査結果」を参照されたい。

第3章 ヒアリング調査

1. 実施概要

1) 都道府県向けヒアリング調査

■ 調査目的

都道府県における事業報告書等の閲覧・届出事務や今後の検討事項とされている全国的な開示システム及び事業報告書等の詳細化について、その詳細な状況や課題等を把握することを目的として実施した。

■ 調査対象

以下の条件を満たす都道府県のうち、都市部・地方部それぞれの都道府県を対象として調査協力依頼を行い、以下の2都道府県にヒアリング調査を行った。

- ①アンケート調査にて「ヒアリング調査に協力可能」と回答している
- ②自由記述の設問で具体的な回答を記載している

図表 調査対象の概要

	属性	所管する医療法人数
A 都道府県	都市部	4596 法人
B都道府県	地方部	353 法人

■ 調査内容

ヒアリング調査では、主に下記の内容について聞き取りを行った(30分から1時間程度)。

- 1. 事業報告書等の閲覧・届出事務
- (1) 閲覧事務
 - ・ 閲覧の具体的な方法、閲覧件数、閲覧者の属性
 - ・ 閲覧対象外情報があるか
- (2) 届出事務
 - ・ 医療法等で定められた様式のほか、都道府県独自に提出を求めている様式があるか
- 2. 全国的なデータベース、電子開示システムについて
- (1) 全国的な電子開示システムへの意見
 - ・ 賛成反対とその理由、背景、懸念など
- (2) データベースの活用可能性について
 - · データベースを活用し、管内医療法人への指導等にどのように役立てることができる と考えられるか
- 3. 事業報告書等の詳細化について
- (1) 事業報告書等の詳細化の範囲
 - ・・施設別・入院外来別・主要費目別など、どこまで詳細化すべきと考えるか

- (2) 詳細化した上で公表する範囲について
 - ・ 事業報告書等の記載内容のうち公表する範囲
 - ・ 公表を義務付ける対象法人の範囲

2) 医療法人向けヒアリング調査

■ 調査目的

各医療法人における事業報告書等の作成体制や経営分析の状況、今後の検討事項とされている全国的な開示システム及び事業報告書等の詳細化について、その詳細な状況や課題等を 把握することを目的として実施した。

■ 調査対象

アンケート調査において「ヒアリング調査に協力可能」と回答した医療法人のうち、①外部監査の義務付けられている一定規模以上の医療法人*、それ以外の医療法人②全国的な電子開示システムに対する賛成/反対のご意見をもとにそれぞれの医療法人を対象として調査協力依頼を行い、対応可能とした以下の3法人にヒアリング調査を行った。

- *一定規模以上の医療法人:
 - ①負債額50億円以上又は事業収益額70億円以上の医療法人
 - ②負債額20億円以上又は事業収益額10億円以上の社会医療法人
 - ③社会医療法人債発行法人

図表 調査対象の概要

医療法人名	属性	全国開示への意見
社会医療法人 A	外部監査の義務付けられている一	賛成
	定規模以上の医療法人	
医療法人C	それ以外の医療法人	賛成
社会医療法人C	それ以外の医療法人	反対

■ 調査内容

ヒアリング調査では、主に下記の内容について聞き取りを行った(30分から1時間程度)。

- 1. 事業報告書等の作成体制等
- (1) 事業報告書等の作成体制等
 - ・ 自法人の職員が作成しているか/委託をしているか
 - ・ 自法人の職員が作成している場合、どのような資格等を有している者が、どのような体制で作成しているか
- 2. 経営分析の実施状況
- (1)経営分析の実施状況

- ・ 経営分析を実施している場合、どのようなタイミングで、どのような点を重視し、どの ように活用しているか
- 3. 全国的なデータベース、電子開示システムについて
- (1) 全国的な電子開示システムへの意見
 - ・ 賛成反対とその理由、背景、懸念など
- (2) データベースの活用可能性について
 - ・ 国が、医療法人の事業報告書等の内容を基に全国的なデータベースを構築した場合、 当該データベースを活用し、医療法人における経営分析にどのように役立てることが できると考えられるか
- 4. 事業報告書等の詳細化について
- (1) 事業報告書等の詳細化の範囲
 - ・ 事業報告書等を施設別/入院外来別/主要費目別などに詳細化した場合に作成可能な範囲
 - ・ 施設別/入院外来別/主要費目別など、どの範囲で詳細化を行えば経営分析等に活用で きると考えられるか

2. 調査結果

1)都道府県向けヒアリング調査

(1) 事業報告書等の閲覧・届出事務

① 閲覧の具体的な方法

- ✓ 事業報告書等の内容を確認する方法としては、県窓口に来て閲覧する、行政文書の開示請求を行う、の2点がある。(B都道府県)
- ✓ 窓口での閲覧の場合は複写は不可。その場で見て、必要があればメモを取るのみ。開示請求の場合は行政文書の1つとして写しを交付する。(B 都道府県)
- ✓ いずれの方法でも、見られるものは同じで黒塗りなどはない。メモ程度で済む方は窓口で 閲覧、それ以上の情報が欲しい場合は開示請求をする。(B 都道府県)
- ✓ 事業報告書等の内容を確認する方法としては、府政情報センターに来て閲覧する、行政文 書の開示請求を行う、の2点がある。(A都道府県)
- ✓ 都道府県情報センターは 9:00~17:15 にて誰でも出入りが可能。事業報告書等はドッジファイルに綴って開架されており、事前申請等無く誰でも自由に閲覧可能。ただし、監事監査報告書及び関係事業者との取引情報に関する報告書は府政情報センターでは開架されておらず、A 都道府県保健医療企画課に事前に連絡の上、A 都道府県保健医療企画課内で閲覧する。(A 都道府県)
- ✓ 開示請求の場合は行政文書の1つとして監事監査報告書及び関係事業者との取引情報に関する報告書も含めて写しを交付する。(A 都道府県)
- ✓ 大量に閲覧が必要な場合や、他府県からなど都道府県情報センターに来られないなどで郵 送が必要である場合は開示請求が来る。(A 都道府県)

② 閲覧件数

- ✓ 閲覧・開示請求件数はあわせて年間 100~110 件程度。うち、開示請求が 40 件程度。1 件 当たりの法人数は請求によって異なるため、同じ 1 件でも情報量が異なり、事務負担も異 なる(B 都道府県)
- ✓ 都道府県情報センターでは自由に閲覧ができるため閲覧件数は把握できていない。開示請求件数は令和3年度で40件程度。開示請求1件当たりの法人数は請求によって異なるため、同じ1件でも情報量が異なり、事務負担も異なる。(A都道府県)

③ 閲覧者の属性

- ✓ 閲覧者としては、帝国データバンクなどの調査機関、金融機関が主。業者などは稀。閲覧者は顔なじみが多いが、普段来ない人が来る場合は、医療法人と元役員がトラブルになっており、当該元役員が閲覧する場合などがある。(B 都道府県)
- ✓ 都道府県情報センターにおける閲覧は、閲覧申請等が不要なため閲覧者の属性は把握できていない。開示請求については、データバンクなどリサーチ会社のような調査機関、医療

コンサルタント関係が多い。法人の役員など、個人からの請求もたまにある。近隣の類似の法人について状況を知りたい、自分の法人の書類を紛失した、などの理由。(A 都道府県)

4 閲覧対象外情報について

- ✓ 事業報告書等の中で閲覧対象外の情報はなく、黒塗り等は特に行っていない。医療法や様式に基づき、閲覧・開示している。(B都道府県)
- ✓ 個人情報、印影、関係事業者との取引状況の報告書、法人の社員の情報(本来は不要な記述であるが、記述している法人がある)、役員の退任理由など、個人に関係する情報を黒塗りにして閲覧できないようにしている。都道府県情報センター、開示請求の双方で黒塗りとし、いずれの方法でも同じ書類を提供している。(A 都道府県)
- ✓ A 都道府県の情報公開制度に則って、開示請求のあった書類に個人情報が含まれうるか判断がつかない場合に限り、医療法人に個別に確認をとっている。例えば、役員変更に係る社員総会の議事録など。明確に個人情報と思われる個所は、医療法人に特段確認は取らず、あらかじめ黒塗りにして交付する。(A 都道府県)

⑤ 独自に提出を求めている様式について

- ✓ 独自に提出を求めているものはない。(B都道府県)
- ✓ 表紙を添付せず中身だけを提出する法人があるため、決算届の表紙に当たる部分を一番上 に追加し提出してもらっている。(A 都道府県)

(2)全国的なデータベース、電子開示システムについて

① 全国的な電子開示システムへの賛成反対とその理由、背景、懸念など

- ✓ 現在は来庁して窓口で顔を合わせて閲覧しているが、誰でもウェブ上で見られることになると知識やモラルのない人も見られるようになる。医療機関はクレームなどが多く、県庁にも行政処分を求める相談が多く寄せられる。このようなクレームに、インターネット上で開示された情報が悪用されるおそれもあると考えている。(B 都道府県)
- ✓ インターネット上での公表でも、閲覧側にハードルを置けばよいのではないか。例えば、 自由に見られるのは法人名がわからないデータのみ、それ以上の詳細な情報を確認したけ れば身分確認を求めるなど。(B 都道府県)
- ✓ 医療法人は法人によって実施している業務や病院の機能等が異なり、赤字だからいいわる いという判断ができない点にも留意が必要。(B 都道府県)
- ✓ 医療法人は規模的には中小企業レベルである。個人事業主とそれほど変わらない主体に懸 念事項を増やすのはよろしくない。(B都道府県)
- ✓ 原則は賛成。事務処理が軽減されるのであればありがたい。今、閲覧に供している情報であれば開示に関する懸念はない。(A 都道府県)
- ✓ 来庁せず閲覧できることは請求者にとってもメリットと考える。(A 都道府県)
- ✓ 現在、A 都道府県で閲覧に供する際に黒塗りにしている部分をシステム上でも黒塗り可能

かどうか、について議論が分からない。A 都道府県で閲覧できない情報が他の都道府県で閲覧できる場合に、A 都道府県への問い合わせが増えるのではないかという懸念はもっている。(A 都道府県)

② データベースの活用可能性について

- ✓ 都道府県の担当者が平均値などを分析して医療法人に情報提供したり、新型コロナウイルス感染症による影響を把握したりといったことに活用は可能だと考える。ただ、活用と公開は切り分けて考えるのではないか。(B都道府県)
- ✓ 既存のほかの調査(病床機能報告等)が多く、手間を感じているため、紐づけができるとメリットがあるとは思う。(B都道府県)
- ✓ 都道府県の人員的に限界があり実際にどこまで出来るかは不明確だが、例えば同じ法人で 前年度と比較し固定資産が大幅に増えたら不適切な資産購入がないかどうか、医業収益が 大きく減ったら休眠法人にならないか、といった活用は考えられる。(A 都道府県)
- ✓ 法人単位での時系列による比較が主であり、エリア単位の統計値等を活用して指導等を行 う方法は思いつかない。(A 都道府県)

(3) 事業報告書等の詳細化について

① 事業報告書等の詳細化の範囲

- ✓ 詳細化により、医療法人の事務負担が増えることに懸念がある。施設単位のデータは税務 申告で作成しているが、医療法の様式とは異なり、かつ医療法の様式は Word であるため、 作成の事務的負担が大きいように思う。県への届出も遅れてしまうのではないかと思う。 (B 都道府県)
- ✓ 現在の事業報告書等の Word 様式は自動計算などがなく数字間違いが散見され、差し戻し も発生している。詳細化するのであれば、自動計算やエラーチェック機能を導入する、他 の届出等の書類と内容を共通化するなど事務負担を軽減することも併せて考えるのではな いか。(B 都道府県)
- ✓ 事業報告書等の作成体制も法人によって異なる。施設数となると 100 を越えたり、附帯業務施設も併せれば 300 近くあるような医療法人もあり、詳細化の範囲によって負担が大きく変わるだろう。小さな法人でも事務長がいるようなところは対応できるかもしれないが、医業収入が数千万円レベルの診療所開設の医療法人では医師本人が事業報告書等を作成している場合もあり、そのような法人への配慮も必要だと考える。(A 都道府県)

② 公表する範囲について

- ✓ 社会医療法人とそれに準ずる規模(外部監査が義務付けられている法人など)といった、 一定以上の収入規模があり体制を構築できている医療法人であれば公表も可能なのではな いか。(B都道府県)
- ✓ 病院開設法人でひとくくりにすることは難しいと思う。例えば精神病院には経営が苦しい

ところがあり、M&A や解散に関する話もある。情報公開せずに患者や医療従事者を集めることは難しいが、経営状況などを全て公表すると、ぎりぎりのところで頑張っている医療機関に患者や医療従事者が集まりづらくなる風評リスクがあるのではないか。医療法人を守る目線で検討することも必要なのではないか。(B都道府県)

- ✓ これから設立される医療法人についてはいまの検討内容を適用するのでよいと思うが、現存する医療法人は公開の前提になく、病院によっては耐えられない懸念がある。(B 都道府県)
- ✓ 仮に詳細化せず現状のまま公開するなら全法人公開することで問題ない。現在都道府県では閲覧できる情報なので、オンライン化に伴い情報を制限することがむしろ難しいのではないかと考えている。(A 都道府県)
- ✓ 公表にあたっては、法人の規模や、病院を運営する法人かどうか、など線引きをし取り扱いを分ける検討を要するのではないか。線引きをする場合、根拠を定めて、法令によって決定される必要がある。(A 都道府県)

2) 医療法人向けヒアリング調査

(1) 事業報告書等の作成体制等

① 事業報告書等の作成体制等

- ✓ 事業報告書等の作成は1名または2名で対応しており、簿記程度の資格はあるが、特に専門的な知識を有しているものではない。(社会医療法人A、B法人、社会医療法人C)
- ✓ 作成後、公認会計士による外部監査を受けている。(社会医療法人 A、社会医療法人 C)
- ✓ 作成後、税理士法人に確認を委託している。(医療法人B)

(2)経営分析の実施状況

① 経営分析の実施状況

- ✓ 毎年度の事業計画を策定し、月次計画の進捗状況を管理会計を用いて分析し、理事会や経営執行会議などに諮り PDCA を回している。基本は施設単位、エリア単位、法人単位それぞれで経営分析を行っている。施設単位の先には診療科別といったより細かい観点もあるが、経常利益の状況まで細分化してみるのは施設単位・エリア単位・法人単位になる。(社会医療法人A)
- ✓ 事業報告書等は年度単位のため、月次の経営分析には活用しないが、他法人と年度単位で 比較して分析する上では参考にしている。法人ごとの伸び率や、自己資本比率や借入金の 状況などを参考にしている。(社会医療法人 A)
- ✓ 福祉医療機構や厚労省において平均値などのデータは公開されているが、個々の医療法人 データを見るために、都道府県で閲覧している。規模が同程度の医療法人や社会医療法人、 同エリアの法人について可能な限り閲覧している。自治体によって郵送してくれる場合や 窓口に行かないと見られない場合、複写可否など異なっている。自治体によっては提出さ

- れていない法人もあり、公平性の観点で違和感を感じることもある。(社会医療法人 A)
- ✓ 法人の全体の年度目標を踏まえて、施設ごとの目標を定める。各施設別に年度初めに目標を立ててもらい、目標達成状況を月次で評価している。四半期ごとの評価も実施している。
 (社会医療法人 C)
- ✓ 基本的には自法人内での法人単位・施設単位の前年度比較により分析を行っている。他法 人のデータは、公表されているデータが限られているため全体的な比較は難しいが、ある 程度参考にできるところはしている。(社会医療法人 C)
- ✓ 9月決算で、基本的には3か月ごとに経営分析している。分析方法としては、開設施設単位で前年比較を行い、予算消化状況などを分析している。(医療法人B)
- ✓ 経営分析にあたり事業報告書等で重要視しているところは経費性、労務費系の支出、投資である。費目については、労務費系であれば職種別に、医師給与、看護師給与、専門職給与、その他として医療品、材料費、通信費など科目ごとに取れるようにはしている。(医療法人B)
- ✓ 当法人は病院、クリニック、訪問看護ステーション、グループホーム、行政から委託されている地域生活支援センターなど様々な施設を運営しているため、他法人との単純な比較が難しく、機能ごとの比較ができなければ有益な分析は難しいと思う。(医療法人B)

(3)全国的なデータベース、電子開示システムについて

① 全国的な電子開示システムへの賛成反対とその理由、背景、懸念など

- ✓ 現在都道府県窓口で閲覧している他法人の情報を、より効率的に確認できるようになる。 現在は、都道府県窓口等の閲覧において事業報告書等を確認し、自法人と同程度の規模で、 借入金、自己資本、投資額、利益などが異なる医療法人のデータが参考にして、うまく利 益を出して投資している医療法人に問い合わせ、自法人の目標に反映などしている。(社会 医療法人A)
- ✓ したがって、全国開示のデータが法人名がわからないようなデータやマクロデータの場合、 自法人の概ねの立ち位置は把握できるが、他の具体的な法人を参考にできないため、これ まで通り都道府県で閲覧することになると思われる。(社会医療法人 A)
- ✓ 自法人の情報を幅広く見られることによる懸念は特にない。というのも、社会医療法人は、 医療法において損益計算書・貸借対照表の公告が義務付けられており、当法人もホームページにおいてすでに公表しているため。例えば持ち分あり法人などは公表に懸念を持つかもしれないが、社会医療法人には持ち分はないため懸念はないと思う。(社会医療法人 A)
- ✓ 公告については、当法人はホームページに掲載しているが、官報掲載の法人や、ホームページでもわかりにくいところに掲載している法人もあり、公表の観点では差がある部分もある。(社会医療法人 A)
- ✓ 行政が求める詳細なデータについて、行政に提出することには懸念はないが、行政が活用 することと、公開されることは別であり、行政に提出した詳細なデータを全て公開される ことには懸念がある。現在の様式の損益計算書や貸借対照表など、現在都道府県で閲覧可

能なデータであれば、オンラインで公開することも妨げる理由がないと思うが、現在の様式より詳細化されるのであれば行政への提出のみとし、公開はまた別の取扱いを検討するのではないか。(社会医療法人 C)

- ✓ 事業の決算の公開方法は官報、日刊新聞、電子公告などから医療法人ごとに定款で定めて おり、当法人は官報で公告すると定款で定めている。そのように現在は公告方法を法人が 選択できることにも留意が必要である。(社会医療法人 C)
- ✓ 都道府県で閲覧されているものがそのまま電子公開されるであれば他法人の情報を見て参考にしたい。詳細化した自法人の情報が公開されることについては、担当課長としては問題ないと思っているが、役員で懸念を持っている人がいる。費目を詳細化する場合も、細分化された情報は出せず、人件費全体だけを出す、といった意見になるかもしれない。(医療法人B)
- ✓ 情報を詳細化して公開することにより、他の病院との給与の比較をされ職員の募集に影響がでる懸念がある。募集要項等に給与は記載しているが、当法人は精神科病院で残業代等はあまりついておらず、急性期の病院と比較した場合に、残業代も含めた給与全体を比較されると、給与が低く受け止められてしまう懸念がある。(医療法人B)

② データベースの活用可能性について

- ✓ 自法人と他法人を比較し、財務の健全性を確認することが可能になると考えている。例えば自己資本比率や、過剰投資になっていないか、借入額が適正かなどのポイントについて、他法人との比較情報を理事会等で議論することにより法人として適切な意思決定ができると考えている。(社会医療法人 A)
- ✓ 時系列で変化を見たときに収益が上がっている地域はニーズが上がっているとみなせるため、自法人の今後の方向性や病院機能を考えていく上で有用なデータになると考えている。 (社会医療法人 A)
- ✓ 地方の病院の業績と都市部の病院との比較は難しい。同一都道府県内であれば比較が出来るかもしれない。都市部は病院がたくさんあり、無駄な機能がある医療機関も存在すると思われる。地方では地域医療連携推進法人などを設立し意思の疎通・連携をしているところも見られるが、都市部ではそういった連携が生まれにくいので、データを使ってうまく連携が出来るとよいのではないか。(社会医療法人 C)
- ✓ 医療法人によって役割や機能が異なるのでそこを加味しないと単純に比較することは難しい。どれだけの患者を受け入れられているのか、どれだけの地域サービスがあるのか、のような医療機能に関するデータのほうが経営分析においても重視されるのではないか。(社会医療法人 C)
- ✓ 経費・労務費の部分について、どういったリソースで運営しているかを参考に出来るのではないか。他の法人では要していない経費費目を、なぜ自法人では必要としているかなどの比較が可能かもしれない。収益性について、他と比べてどうか、どの辺を狙って改善していけばいいか、が分かりやすくなると考える。(医療法人B)

✓ 法人名が分かったほうが、法人の実情を理解しやすく、機能面も含めて比較ができる。施 設別というよりは医療機能別のほうが分析としては望ましいが、医療機能別となると現在 より細分化が必要なので集計が大変になるとも考える。(医療法人B)

✓ (4)事業報告書等の詳細化について

✓ ① 事業報告書等の詳細化の範囲

- ✓ 医業経営は、人件費とのバランスである。詳細化するのであれば、外注/内製、人件費/委託費など。材料費は院内処方と院外処方で異なる。そのあたりがわかると生産性が比較できる。これ以上細かいとミクロな分析になるため、この程度の主要な費用科目があるくらいがよいのではないか。(社会医療法人 A)
- ✓ 施設単位については、詳細な情報がなければ全体としてのおおまかな比較でしか使えないのではないか。既存の研究事業と重複する可能性もあり、現実的に使えるデータとするのが難しいのでは。施設単位では按分の話になる可能性もあり、按分方法などを統一的に示せないのであれば、法人単位のほうがよいのではないか。(社会医療法人A)
- ✓ 病床機能報告や外来機能報告など既存の調査との紐づけに等に関しては、全て集約して報告するのであればよいと思うが、現在のように病床機能や事業報告が別々の報告ではあまり機能しないのではないか。病床機能報告はあくまで病床機能が適正なのかの確認、事業報告書等はあくまで法人経営のために用いるのではないか。(社会医療法人A)
- ✓ 施設別、入院外来別、主要費目別での作成は可能。行政から求められて行政が活用するデータを出すのは問題ない。(社会医療法人 C)
- ✓ 詳細化された情報が公開される場合、その情報が経営分析に使えるかというとメリットよりデメリットのほうが大きいのではないか。医業収益は季節性や診療報酬などによって変動が大きく、悪いときにはあまり公開されたくないのが本音である。公開に関する懸念の具体例としては、患者離れや職員の退職の懸念、などがある。週刊誌にデータ比較が今でも出てくることがある。(社会医療法人 C)
- ✓ 法人単位から施設別などに詳細化する場合、現在もかなり費目を分けて作成しているので 特に問題ないと考える。(医療法人B)
- ✓ 一般に想定されるような費目と異なる場合は再集計が発生し厳しくなる。ある程度グルーピングしてもらうとありがたい。(医療法人B)

第4章 他法人における事業報告書等の取扱いと比較分析

1. 実施概要

■ 目的

インターネット調査、文献調査等を通じて、医療法人とそれ以外の法人に対して、法令で作成が義務付けられている財務諸表の内容や、閲覧・公告・公表に関する規定などについて調査し、医療法人とそれ以外の法人に対して法令で義務付けられた範囲・内容の違いについて比較分析を行った。

■ 調査対象

医療施設動態調査において病院を 100 程度以上開設している法人類型などに関して、以下 ①~③のポイントについてそれぞれの法人の根拠法において定められている範囲の調査を行った。

- ①財務諸表の作成義務
- ②公表範囲
- ③閲覧・公告・公表に関する規定(法人側・非届出側)

2. 比較分析結果

1) 医療法人との類似点・相違点

(1) 一般社団法人・株式会社との類似点・相違点

- ✓ 一定規模以上の医療法人*及びすべての社会医療法人には、貸借対照表及び損益計算書の公告が義務付けられており、これと同様に一般社団法人(負債額 200 億円以上)、株式会社(資本金5億円以上)には、貸借対照表及び損益計算書の公告が義務付けられている。
- ✓ いずれも公告方法として、官報・日刊新聞・電子公告のいずれかを選択することができ、 電子公告の場合は要旨で足りるとされている。
- ✓ 一方、一定規模以上に該当しない医療法人には公告に関する義務がないが、一般社団法人 及び株式会社はその規模に関わらず貸借対照表の公告が義務付けられており、法律上の義 務付けに関して医療法人との相違がある。
 - *一定規模以上の医療法人:負債額50億円以上又は事業収益額70億円以上の医療法人

(2) 社会福祉法人・学校法人・地方公共団体との類似点・相違点

- ✓ 医療法人には公告に関する規定、都道府県での閲覧に関する規定が義務付けられている一方で、社会福祉法人及び学校法人(文部科学省所管に限る。)は、財務諸表のインターネットによる公表が義務付けられている。
- ✔ 具体的には、社会福祉法人の場合は財務諸表等電子開示システムにより行政機関に届出を

行い、行政機関が当該内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人がインターネットにより公表したとみなすと規定されている。学校法人の場合は、各法人のホームページ上で公表されている。

医療法人とその他の法人の比較表 青字:類似点、赤字:相違点、緑字:補足事項

					閲覧・公告・公表に関する規定	
	法人名	根拠法	財務諸表の作成義務	公表範囲	法人側	行政側 (被届出側)
E	医療法人	医療法	事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書、関係事業者との 取引の状況に関する報告書	左記の事業報告書等	【閲覧】各事務所に備え置き、社員・評議員・債権者からの 請求に応じて閲覧に供す 【公告】規定なし	【閲覧】請求 があった場合 は閲覧に供す
	一定規模 以上*1		上記に加え、 純資産変動計算書、付属明細表 *1 一定規模以上の医療法人: ①負債額50億円以上又は事業収益 額70億円以上の医療法人 ②負債額20億円以上又は事業収益 額10億円以上の社会医療法人 ③社会医療法人債発行法人	上記に加え、 純資産変動計算書、 付属明細表	【閲覧】上記と同様 【公告】一定規模以上の医療法人及び <u>すべての社会医療法人は</u> 、貸借対照表及び損益計算書を公告。 ※官報、日刊新聞による公告は要旨で足りる。電子公告は要旨不可	上記と同様
_	般社団法 人	一般社団 及び一般 財団法人 に関する 法律	各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書	計算書類等(各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書	【閲覧】主たる事務所、従たる事務所に備え置き、社員・債権者からの請求に応じて閲覧に供す 【公告】 <mark>貸借対照表を公告。</mark> ※官報、日刊新聞による公告は要旨で足りる。電子公告は要旨不可	-
	負債額200億円以上				【閲覧】上記と同様 【公告】貸借対照表及び損益計算書を公告。※官報、日刊 新聞による公告は要旨で足りる。電子公告は要旨不可	
ŧ	朱式会社	会社法	貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの、事業報告、附	計算書類及び事業報 告並びにこれらの附属 明細書	【閲覧】本店、支店に備え置き、株主・債権者からの請求に応じて閲覧に供す 【公告】 <mark>貸借対照表を公告。</mark> ※官報、日刊新聞による公告は 要旨で足りる。電子公告は要旨不可	_
	資本金 5 億円 以上		属明細書		【閲覧】上記と同様 【公告】貸借対照表及び損益計算書を公告。※官報、日刊新聞による公告は要旨で足りる。電子公告は要旨不可 ※金融商品取引法の有価証券報告書の提出義務がある会社 (株式上場企業など)は、有価証券報告書をEDINETへ電子提出することにより、上記の会社法に基づ公告は不要	

* 1 A	40 M/S+	다짱ઃ按후·아/// 각羊짱	公主空 园	閲覧・公告・公表に関する規定						
法人名	根拠法	財務諸表の作成義務	公表範囲	法人側	行政側(被届出側)					
社会福祉法人	社会福祉法	計算書類(貸借対照表、収支計算書)、事業報告、附属明細書	計算書類(貸借対照表、収支計算書)、事業報告、附属明細書、監査報告	【閲覧】主たる事務所に備え置き、評議員・債権者からの請求に応じて閲覧に供す 【公表】インターネットにより公表 ※財務諸表等電子開示システムにより行政機 関に届出を行い、行政機関が当該内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人がインターネットにより公表したとみなす	【公表】インターネットにより公表					
学校法人 都道府県 所管	私立学校法	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書	【閲覧】各事務所に備え置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人からの請求に応じて閲覧に供す 【公表】規定なし	_					
学校法人 文科省 所管				【閲覧】各事務所に備え置き、閲覧に供す【公表】インターネットにより公表(各法人のホームページ上で公表)						
公益法人	公益社団法人 及び公益財団 法人の認定等 に関する法律	一般社団法人に義務付けられたもの に加えて、事業計画書、収支予算書、 資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類	一般社団法人に義務付けられたものに加えて、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	【閲覧】主たる事務所、従たる事務所に備え置き、閲覧に供す	【閲覧】請求があった場合は、行政庁が定める場所において閲覧					
地方独立行政法人	地方独立行政 法人法	貸借対照表、損益計算書、利益の 処分又は損失の処理に関する書類、 その他設立団体の規則で定める書類、 附属明細書(以下「財務諸表」)	財務諸表 事業報告書、決算報告 書及び監査報告	【閲覧】各事務所に備え置き、閲覧に供す 【公告】設立団体の規則に基づき財務諸表 を公告	設立団体が個別に定 める規則による					
地方公共団体	地方公営企業 法	決算、証書類、当該年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書 条例で定める業務の状況を説明する書類	決算の要領 業務の状況を説明する書 類	_	【公表】設立団体の長が公表					

※日本赤十字社は定款において会員に対し、毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を行うこととしており、当該報告は公告をもって代えることができる。

第5章 全国的な電子開示システムの構築に関する方向性について

1. アンケート調査結果等を踏まえた現状認識

第2章及び第3章において示したアンケート調査結果、ヒアリング調査結果及び企画検討委員会での議論を踏まえ、全国的な電子開示システムの構築に関する方向性について、以下のように整理される。

なお、アンケート調査結果については、医療法人においては回収率が低く、都道府県においても未回収が 11 件あったことや、アンケートが想定する「詳細化」や「開示システム」のあり方について十分な理解が困難な状況で回答された可能性があることに留意する必要がある。ヒアリング調査結果については、都道府県 2 件、医療法人 3 件の限定的な調査となったことに留意する必要がある。

1)都道府県調査

(1)アンケート調査結果より

✓ 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否については、可(賛成)の回答が 95%であった。反対意見ではないが「医療機能情報のように共同システム化することには賛成する。但し、WAMNET のような内容であれば社会医療法人のみを対象とすべきと考える。なぜなら、財務的に安全性が高く、事務体制が整い、ガバナンスが機能している医療法人は社会医療法人などの一部に限られる。」といったコメントもあった。

(2)ヒアリング調査結果より

- 全国開示に関する意見
- ▼ 事務処理の軽減や閲覧者にとってもメリットがあることから全国開示については基本的に 賛成という意見がある一方で、都道府県窓口に来庁しての閲覧から、ウェブ上で幅広く見 ることが可能になることに伴い、医療機関に対するクレームにインターネット上で開示さ れた情報が悪用されるおそれもあるという懸念もあった。
- ✓ 閲覧側にも何らかのハードルを置くことも考えられる。例えば、自由に見られるのは法人 名がわからないデータのみ、それ以上の詳細な情報を確認したければ身分確認を求めると いった、段階的な取り扱いを定めることも方法のひとつと考えられる。
- ✓ 医療法人は法人によって実施している業務や病院の機能等が異なり、赤字であることをもって一律の評価ができない点や、規模的には中小企業レベルであり、個人事業主とそれほど変わらない主体にどこまでの開示義務を求めるかについて留意が必要。
 - 開示対象の線引き
- ✓ 仮に詳細化せず現状のまま公開するのであれば、全法人公開することで問題ない。現在都 道府県では閲覧できる情報のため、オンライン化に伴い情報を制限することがむしろ難し

いのではないかという意見がある一方で、全ての医療法人に全国開示を求めるのではなく、 社会医療法人とそれに準ずる規模(外部監査が義務付けられている法人など)といった、 一定以上の収入規模があり体制を構築できている医療法人に限って公表するのであれば可 能ではないかといった意見もあった。

- ✓ 病院開設法人という切り分けについては、病院開設法人の中でも収入規模や経営状況が 様々であることにも留意が必要だと考えられる。
 - 開示情報の活用可能性
- ✓ 都道府県の担当者が平均値などを分析して医療法人に情報提供したり、新型コロナウイルス感染症による影響を把握したりといったことに活用は可能だと考えるとの意見があった。
- ✓ 同じ法人で前年度と比較し固定資産が大幅に増えている場合は不適切な資産購入がないか、 医業収益が大きく減った場合は休眠法人にならないか、といった観点での活用は考えられ るとの意見があった。

2) 医療法人調査

(1)アンケート調査結果より

- ✓ 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否については、6割が賛成という回答だった。
- ✓ ※ただし、企画検討委員会において委員より、日本精神科病院協会の調査では、全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることについて 85%の医療法人が反対する等、本調査研究事業のアンケート調査とは異なる結果となっていることが報告された。
- ✓ 反対に関する理由としては、不特定多数の目に触れることへの懸念があり、患者離れや職 員採用に関する懸念や、小規模法人や持ち分あり法人では医療法人の決算状況が個人の財 産と近しい情報であることに関する懸念があげられた。

(2)ヒアリング調査結果より

- ✓ 現在も他法人の事業報告書等を閲覧し自法人と比較を行っている法人では、全国開示により、効率的に確認ができるとして賛成の意見があった。
- ✓ 医療法人は法人によって機能が異なり、個別の法人名がわからなければ詳細な比較ができないため、仮に法人名がわからない状態で全国開示されるのであれば参考にできず、従来通り都道府県窓口で閲覧するといった意見もあった。
- ✓ 現在も決算書を自法人のホームページで公表している法人では、全国開示に対する懸念はないという回答であったが、官報による電子公告を選択している法人では、現在は公告方法を官報・日刊新聞・電子公告の中から医療法人が選択できる点にも留意が必要との意見があった。
- ✓ 全国開示そのものに賛成している場合も、事業報告書等の詳細化の範囲によっては、公開 されることに伴い患者離れや職員の退職につながりうるという懸念もあげられた。

2. 企画検討委員会委員の意見

※以下は便宜上の区分であり、一概に区分できない意見もあることに留意されたい。

賛成意見又は前向き意見等

- ✓ データ開示の方法として、マクロデータの観点のほかに、匿名加工情報がある。これは個票データだが、当該データが誰のものかはわからない、という加工をされたものであり、 行政機関で提案公募手続に拠ることで、匿名加工情報の外部提供が可能となる。
- ✓ 仮に公表するのであれば、医療法人以外の公立公的等の医療機関設立主体も一律にデータ 化・公表していくべきだと考える。
- ✓ 社会保険診療による報酬によって成り立っているという観点であれば、薬局も対象に加えるべき。
- ✓ 医療提供体制の1つである保険調剤薬局についても同様の開示を行うべきであると考える。
- ✓ 個別の法人に関する情報を全て開示することは、現在の SNS の発達を見ると難しい部分もあると思うが、まずはすべての医療機関に対する施設別の財務状況を国に提供するということが必要である。
- ✓ 経営状態を明らかにするのは、国からの支援等に関する国民の支持を得るためにも重要だと思う。一方で、内部留保等に関するいらぬ誤解を呼ばないためにも、一般の方向けにも、データの見方を丁寧に説明する必要がある。

反対意見又は慎重意見等

- ✔ 個々の医療法人単位のデータを全国で開示することには意味がない。
- ✓ どのようなデータをどのように集め、それを分析してどの範囲で開示すべきかといった議 論をすべきである。
- ✓ データを広く集めて医療政策上どう利用するか、というのが大きな目的だとは思うが、個 別医療機関名を挙げて開示することは、そのような政策検討の目的のためには不要と考え られ、むしろリスクのほうが大きい。
- ✓ 医療法人は、社会福祉法人、学校法人のように行政の義務を代行しているものではない。 社会福祉法人と同様に、という議論は性急すぎる。
- ✓ 本人の同意がなくても、法令に基づく場合は個人情報の提供が可能。法令に基づく場合と言えるかは、立法の際に、議論されているかどうかが焦点になる。提供の根拠としては医療法第52条になるかと思うが、制定されたときに電子開示も念頭に置かれて検討・議論されていたかどうかが重要である。
- ✓ 法人の財務諸表は法人のデータだが、一人医師医療法人などは法人の情報=個人に関する 情報になりえるため、慎重な検討が必要と考えられる。
- ✓ アンケート結果における都道府県からのコメントにも重いものがあり、報告書等に盛り込

んだ形で整理してほしい。

- ✓ SNSにおける経営開示(公表)は出来る限り抑制的に簡素に行い、政策利用を有効にするためには施設別等ある程度詳細なdataを個別情報ではない匿名情報として国に提供しデータベース化することが適切。以上のように整理することにより、個別の法人に関する情報を全て開示することにより、理事長個人の財産・情報を公表するに等しいということになったり、従業員50人~100人の中小規模法人の病院には債務超過状態の医療法人について医療機関の情報が流布されることにより経営上重大な影響を受けることになるといった様々な弊害を防ぐことが可能となると考える。
- ✓ 政策を検討するにあたっての情報として必要ということは理解しているが、マクロデータのみでよく、個別の医療法人のデータを開示する必要性がわからない。その点はしっかり議論すべきと考える。
- ✓ 都道府県アンケートで、閲覧のデメリットに関する回答でリスクがあると回答した理由の 記述を重く見るべきと考える。
- ✓ 1人医師医療法人の場合は、規模的に個人開設の医療機関と変わらない。一人医師医療法 人の収支等を公開する場合、理事長個人の財産・情報を公表するに等しい。口コミサイト に書き込まれるリスクもある。
- ✓ 全国規模で個々のデータを収集すること、政策に役立てることは医療経済実態調査でもされていることで理解できるが、マクロデータの開示で十分である。国民が知りたいのは個々のデータではない。
- ✓ 都道府県での閲覧についても、地方では閲覧に配慮している。これまで閲覧について同意を求めていたところで一律に電子開示をすると、反対意見も大きく出るだろう。
- ✓ 国がデータを集めて政策活用することとそれを広く開示すること、はまた別の話である。 また、医療経済実態調査にかわるような調査になるのであれば、現在の財務状況に関する 情報だけでなく、病院の機能も情報収集する必要があるだろう。医療提供体制全体を考え られるツールに必要なものを考えるべきで、それが事業報告書なのか、それ以外なのかと いう点もあろう。
- ✓ 個々の医療法人を開示することと、政策に利用することはまた違う問題である。個々の医療法人のデータを開示するのではなくグルーピングしたマクロのデータをどう開示するか、という方向で検討を進めていくのはどうか。個々の医療法人を開示することには明確に反対する。
- ✓ 政策活用は構わないが、個別の病院に関する内容が公開されるのはやめていただきたい。
- ✓ ヒアリング数が少ない。社会医療法人を含めて偏りがある。都合のいいところだけを抜き 出しているように見える。アンケートのN数が少なく、方向性を決める土台にすることが 難しいと思う。アンケート回答者の属性(法人内のどのような人か)というところまで確 認できない点にリスクを感じる。
- ✓ 日本精神科病院協会で独自に事業報告書等の開示等に関するアンケートを実施した。アンケート結果では、ほとんどの先生が開示に反対している。報告書に、日精協アンケート結果も入れるべき。

- ✓ 開示の方法、匿名加工の方法、グルーピングの方法などをもっと深く議論するべき。匿名 加工については名前だけ消せばよいということではなく、本当に法人名の特定につながら ないか、研究期間がもう少し必要ではないかと思う。
- ✓ 匿名加工情報は、特定の個人を識別できない状態に加工された情報。何かと容易に紐づく もの、特異的なデータはカテゴライズするなど、加工に関するルールが規定されている。 加工後も1:1の関係に立ってしまうデータは、別途加工の指示がある。具体的な加工方 法は個別の状況に応じて、有識者会議で丁寧な議論を重ねている。仮に、匿名加工情報と するとしても、具体的な加工方法は別途詳細な議論が必要。
- ✓ NDBをいかにして匿名加工していくかについても、十分に議論されて決定されたため本件についても相当時間・手間暇をかけた検討が必要
- ✓ 一人医師医療法人の財務状況は、個人の財務状況にかなり近い。一人医師医療法人を開示対象に含めるということであれば、集計したデータということが基本になろうと思う。匿名加工情報については、もっと議論が必要。名前だけ隠せばいいということではない。
- ✓ 医療経済実態調査も公立・公的を集めた統計データとして公開している。そのような形でなければ政策へ活かせないと思う。

3. 全国的な電子開示システムを構築する場合の方向性

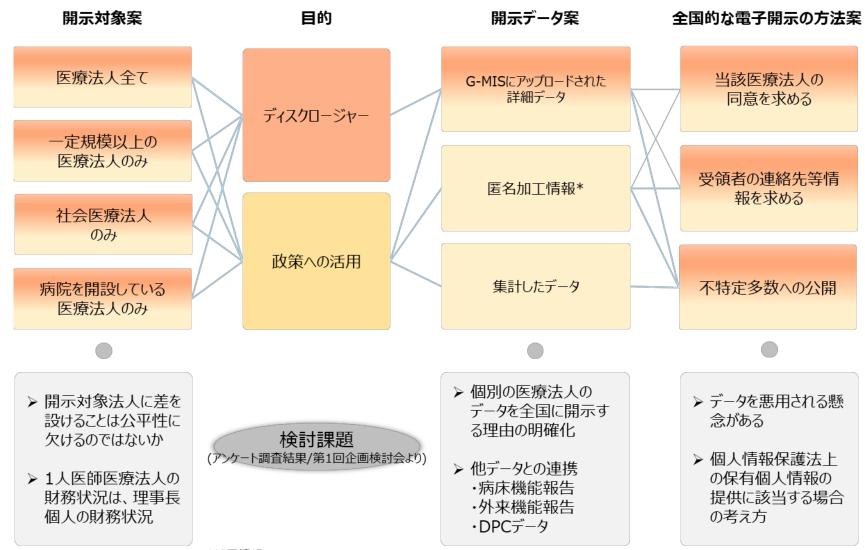
医療法人および都道府県等に対するアンケート調査、ヒアリング調査並びに企画検討委員会 での議論を踏まえ、全国的な電子開示システムを構築するに場合には以下の方向性として、継 続的に慎重な議論が必要である。

開示対象法人の範囲

▶ 収集する現行の事業報告書等よりも詳細な経営情報は、全医療法人を対象とすることが前提であるが、開示にあたっては、全医療法人はもとより、社会医療法人や一定規模以上の医療法人に限定したとしてもSNS等の発達した現在においては、医療法人の個別の属性が開示された場合には、悪意的にこれを利用する可能性が否めず、詐欺その他の犯罪被害などの何らかのリスクを伴う。こうしたことから、個別の医療法人が判別されるような開示については、明確に反対する意見が多く困難であるとの結論に至った。

開示データの範囲及び開示の方法

- ▶ 個々の医療法人の属性を含めた開示については困難である。一方、医療法人の経営状況についての見える化への対応は必要であるが、これについては、必ずしも個別医療法人の情報を開示する必要性はなく、むしろ、詳細化されたデータを法人が特定できないよう配慮しつつ属性等に応じてグルーピングした分析結果を開示することにより、よりわかりやすく国民に提供できる。
- ▶ また、研究者等から個別データについての活用の需要がある場合、これに対応するため 匿名加工情報と同様の加工を施して提供することが考えられる。この場合であっても個 人情報保護法上の第三者提供の手法やレセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB) における手法を参考として、取扱い方法は今後、慎重に検討する必要がある。



*補足情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもの。個人情報保護と、政策的な開示の必要性を比較し個人情報保護が優先される場合は、匿名加工情報とすることも開示のパターンの1つとして考えられる。

第6章 事業報告書等の詳細化の方向性について

1. アンケート調査結果等を踏まえた現状認識

第2章及び第3章において示したアンケート調査結果、ヒアリング調査結果及び企画検討委員会での議論を踏まえ、医療法人の事業報告書等の詳細化の方向性について、以下のように整理される。

なお、アンケート調査結果については、医療法人においては回収率が低く、都道府県においても未回収が 11 件あったことや、アンケートが想定する「詳細化」や「開示システム」のあり方について十分な理解が困難な状況で回答された可能性があることに留意する必要がある。ヒアリング調査結果については、都道府県 2 件、医療法人 3 件の限定的な調査となったことに留意する必要がある。

1)都道府県調査

(1)アンケート調査結果より

✓ 事業報告書等の詳細化について、施設別とすべきという回答は13%、施設別としたうえで入院・外来等に区分すべきという回答は5%、損益の費用について主要費目を区分すべきという回答は2%であった。施設別等とすべき理由としては、「各施設で収益率等が異なるため、施設別とすることにより経営状況等がより詳細に把握でき経営分析が可能となる」といった回答があった。

(2)ヒアリング調査結果より

- ✓ 詳細化により医療法人の負担が増えることに懸念があった。施設単位のデータは税務申告で作成しているが、医療法の様式とは異なるため別途作成が必要なことや、医療法の様式は Word であるため、詳細化による作成の事務的負担が大きいという声があった。
- ✓ 事業報告書等の作成体制は法人によって異なることにも留意が必要と考えられる。医業収入が数千万円レベルの診療所開設の医療法人では医師本人が事業報告書等を作成している場合もあり、そのような小規模法人への配慮や、100以上の施設を開設している医療法人の事務負担に関する配慮も必要という意見があった。
- ✓ 詳細化するのであれば、様式に自動計算やエラーチェック機能を導入する、他の届出等の 書類と内容を共通化するなど、医療法人の作成に係る事務負担を軽減する策も併せて考え るべきという意見があった。

2) 医療法人調査

(1)アンケート調査結果より

✓ 複数の施設を開設する医療法人において、損益計算書と貸借対照表の施設単位の作成可能

性については、損益計算書は7割程度が施設単位で作成可能、貸借対照表は半数程度が施 設単位で作成可能という回答だった。

- ✓ 法人単位でのみ作成可能な場合の具体的な理由は、損益計算書については「法人で物品を 購入しており、事業所ごとに支出を分けていないため」「月次試算表(損益計算書、貸借対 照表)は施設ごとに作成しているが決算報告書は法人単位のみで作成しているため」、貸借 対照表については「開設後一定期間法人単位で作成しており施設ごとの資本の把握ができ ない」などの回答があった。
- ✓ 特に参考としたい経営指標(収益性)としては、医業利益率、経常利益率、材料費比率、人件費比率、経費比率の割合が多い。
- ✓ 特に参考としたい経営指標(安定性)としては、自己資本比率、借入金比率、償却金利前 経常利益率の割合が多い。
- ✓ 都道府県に届け出ている損益計算書よりも勘定科目が詳細化された損益計算書を作成している法人は7割程度で、記載している勘定科目は医業収益、減価償却費、経常利益、材料費、給与費などの割合が多い。

(2)ヒアリング調査結果より

- ✓ 現在も施設別・入院外来別・主要費目別で作成しているため、作成自体は可能という法人が多かった。ただし主要費目を計上する場合に、法人によって細かなルールが異なる場合があり、ある程度包括的な費目とすることが必要との意見もあった。
- ✓ 医療法人は様々な施設を開設しており機能が異なるため、少なくとも施設別、主要費目別の比較が必要という意見があった。主要費目別では、法人経営の適正化のため、借入金、人件費、委託費、材料費などを参考に経営分析を行っている法人が多かった。
- ✓ 一方で、施設別については作成負担と比較してどこまで実効的かは分かりかねるという懸念を示されており、当該法人では内製と外製のバランスを重視していることから、人件費と委託費、材料費(院内処方/院外処方)の範囲で詳細化することにより施設別でなくても生産性の比較・確認が可能という意見もあった。
- ✓ 施設別の場合は、詳細化の内容によって施設間共通経費等への按分方法の定めが必要となることへの懸念もあった。

2. 企画検討委員会委員の意見

※以下は便宜上の区分であり、一概に区分できない意見もあることに留意されたい。

賛成意見又は前向き意見等

- ✓ 本事業では医療法人に限った議論ではあるが、公的病院を含めて、医療機関全体で比較分析できる内容を検討していくべき。
- ✓ SNSにおける経営開示(公表)は出来る限り抑制的に簡素に行い、政策利用を有効にするためには施設別等ある程度詳細なdataを個別情報ではない匿名情報として国に提供しデ

ータベース化することが適切。以上のように整理することにより、個別の法人に関する情報を全て開示することにより、理事長個人の財産・情報を公表するに等しいということになったり、従業員 50 人~100 人の中小規模法人の病院には債務超過状態の医療法人について医療機関の情報が流布されることにより経営上重大な影響を受けることになるといった様々な弊害を防ぐことが可能となると考える。

反対意見又は慎重意見等

- ✓ 都道府県の多くは、詳細化は必要ないと答えている。全国規模の経営指標も多くの都道府 県は必要ないと答えている。
- ✓ 医療法人に限らず、開設主体を問わず病院データを集めることも必要と考える。
- ✓ 国がデータを集めて政策活用することとそれを広く開示すること、はまた別の話である。 また、医療経済実態調査にかわるような調査になるのであれば、現在の財務状況に関する 情報だけでなく、病院の機能も情報収集する必要があるだろう。医療提供体制全体を考え られるツールに必要なものを考えるべきで、それが事業報告書なのか、それ以外なのかと いう点もあろう。
- ✓ 詳細化について、個別の内容がわかるような詳細化はやめるべき。例えば人件費でも看護 師給与等詳細なものが判別できるものは、どこまで出すか考えるべき。
- ✓ 当企画検討委員会において詳細化と全国開示とは別の論点として議論することになったことを受け、詳細化の方向において、他法人と自法人の個別の比較を念頭に置いた「法人経営の適正化」については「詳細化の目的」として相応しくない。明確に反対する。
- ✓ 「詳細化は全国的な電子開示とは別の論点」と資料にあるのだから、詳細化に関する資料に全国開示を前提に置くような記載が入るのは不適切。他データの連携については、詳細な開示を前提とすることには反対。前回委員会ではグルーピングしたデータでの比較ができれば、という観点で発言したが、詳細化したデータを開示することにつながりうるような記載には反対。
- ✓ ヒアリング数が少ない。社会医療法人を含めて偏りがある。都合のいいところだけを抜き 出しているように見える。アンケートの N 数が少なく、方向性を決める土台にすることが 難しいと思う。アンケート回答者の属性(法人内のどのような人か)というところまで確 認できない点にリスクを感じる。
- ✓ 診療報酬には自己負担も入っているが、公的資金に含めるのかどうか、「公的資金」との用 語について説明を記載するべき。
- ✓ 公開が前提になると詳細化の議論はできない。この調査研究事業では結論が出せないため、 公開の検討会で別途きちんと議論すべき。
- ✓ 全国開示を前提とするのではなく、詳細化し政策活用することに限った観点で検討すべき。
- ✓ 医療経済実態調査も公立・公的を集めた統計データとして公開している。そのような形でなければ政策へ活かせないと思う。

3. 事業報告書等の詳細化を行う場合の方向性

医療法人および都道府県に対するアンケート調査、ヒアリング調査並びに、企画検討委員会での議論を踏まえ、事業報告書等の詳細化を行う場合には個別の医療法人が判別されるような開示は前提とせず以下の方向性で検討すべきとの結論に至った。

政策等への活用

- ➤ 医療法人において、現行の事業報告書等よりも一定程度詳細な経営情報等を収集して、 これを例えば診療報酬改定、補助金等の医療機関支援その他公的資金の費用の使途の見 える化等の政策課題のエビデンスとして活用できる可能性がある。
- ▶ 一方、こうした政策課題のエビデンス資料とするのであれば、医療法人の経営状況のみでは不十分であり、国公立・公的病院や調剤薬局を含めた他の設立主体についても収集し、合わせて活用すべきである。
- ▶ 収集すべき情報については、活用目的となる政策等に応じた検討が必要であり、引き続きより具体的な検討が必要である。
- ▶ また、政策等活用性を高めるためには、当該経営状況等の単独の情報に基づいた分析だけではなく、例えば、病床機能報告や外来機能報告などの他の調査・情報と組み合わせた多角的な分析の有用性についても具体的に検討していくべきである。
- ▶ 法人経営の適正化を目的とした活用には慎重な議論が必要である。
- ▶ 詳細化した場合のデータを行政が第三者に提供する場合には、活用目的を具体化し目的 に沿ったグルーピングしたデータを対象とし、匿名加工情報については慎重な議論が必 要である。

経営指標等		抽出の理由	政策等への活用案	詳細化の目的 法人経営の適正化	他データとの連携
医業利益率		「アンケート結果」医療法人6.特に参考としたい 経営指標【収益性】」Top5			
経常利益率		(設問12において「あり」と回答した方のみ) 特に参考としたい経営指標【収益性】(設問13) 50 50 70			
材料費比率		00 - 13 ² - 25 40 - 15 50 - 16 10 -			
人件費比率	内	State of the state	沙虎却叫布宁		
経費比率	部(6 6 8 画病疾数400以上 ■病疾数400米高200以上 ■病疾数200米高20以上 ■病疾数200米高1以上 ■病疾数0	・診療報酬改定・補助金等の医療		病床機能報告や
自己資本比率	本調査事業内)	「アンケート結果」医療法人 6. 特に参考としたい経営指標【安定性】」Top3	機関支援の制度 設計 ・公的資金の費用	同規模・同地域等 の集計データや匿名	外来機能報告等との連携により
借入金比率	事業	(30年13年2月) 1日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	の使途の見える化	加工情報*との比	① 1 床当たり ②患者1人当たり
償却金利前 経常利益率	<u></u>		等	較により、経営分析 を実施	③部門別職員1人 当たりの経費等の
借入金					算出をする
人件費		経営分析で参考としている指標についてのと			
委託費		アリング結果より			
材料費					
給与費·職員 数	外部	公的価格評価検討委員会中間整理より	公的資金の費用の 使途の見える化		
補助金額	部	以下が同時には、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方で	等		

^{*}法人名やその他個人情報保護法上の個人データに該当する項目については、匿名加工を実施したとしても第三者による提供に向けては慎重な議論が必要

資料編

	アンケート(都道府県)																
都道府県名																	
ご担当者の	部署名	3						ご	日当者を	3							
ご連絡先	電話番	号						Maí	アドレ	ス							
1. 貴都道府県庁にる 関係事務の体制	おける医療法人		 府県庁におけ 選において医 さい。							なご	•		•	•		•	人
	②①のうち、医業経営に関する専門的知識を有する者の人数												人				
③ 所管する医療法人数														法人			
2. 現行の事業報告 の内容	. 現行の事業報告書等の閲覧事務 内容 ① 閲覧請求手続(閲覧簿に閲覧請求 者の情報を記載する等)の要否 ○1 特になし ○2 ある																
		手続	02 ある」と 範囲で自由記		本的な												
		③ 閲覧請	求者の本人	確認の要?	≦	C)1 特にな	Ī				02 あ	る				
		本人確認	「02 ある」 と 方法 範囲で自由記		本的な												
		⑤ 複写の	可否			C)1 可					02 否					
		⑥ 閲覧時	間の制限			C)1 閲覧時	時間の制限	艮はない	١		02 閲	覧時間	の制限	₹がある	3	
			02 閲覧時間 た具体的な制 載		があ												
		8 閲覧人	数の制限			C)1 閲覧 <i>)</i>	人数の制御	艮はない)		02 閲	覧人数	の制限	₹がある	3	
			O2 閲覧人数 た具体的な制 載		があ												
		⑩ 閲覧対	象外情報の脅	与無		C)1 特にな	えし				02 あ					
			02 ある」と 範囲で自由記		द्वि												
3. 現行の事業報告書 の内容	言等の届出事務	いる事業	等で提出が 報告書等に加 提出を求めて	つえ、都道	 	C)1 特にな	まし				02 あ	న				
		書類の内	102 ある」と 容 範囲で自由記		本的な												

4. 令和5年度から都道府県ホームページ等において事業報告書等が閲覧に供される予定ですが、それに係るデメリット	① 都道府県ホームページ等事業報告書等の閲覧によっ リスクの有無			01 !	特になし			02 b	る	
※ 医療法人への具体的な影響、という観点でのデメリットについてご記入ください。	② ①で「O2 ある」とした ※可能な範囲で自由記載	き理由	3							
5. 財政制度等審議会(財政制度分科会)で、今後の検討事項として全国的な電子開示システム(例:社会福祉法人におけるWAMNETのよう	① 全国的な電子開示シス で医療法人の事業報告書等 なることの可否			01	可(賛成)			02 否	(反対)	
なシステム)による開示を検討する ことが求められていますが、それへ の意見 ※ 医療法人への具体的な影響、と いう観点でご記入ください。	② ①で「O2 否(反対)」 由 ※可能な範囲で自由記載	<i>ک</i> ا	た理	·			•			
6. 事業報告書等のデータベースの活用可能性	① 管内の医療法人の事業 データベースを活用して、 の経営分析等を行って個別 ドバックする必要性の有無	医療	法人	C)1 特になし			ある 回能)		03 ある (実施したいが現時 点は不可)
	② ①で「O1 特になし」と ※可能な範囲で自由記載	こした	理由							
	③ ①で「O3 ある(実施し 時点は不可)」とした理由 ※複数選択可		が現		分析する専門人 不足]:委	する予算 託費等)		03 対応部署がない
	. 然後致選択 · · ·			【その他の	の理由】					
	④ ①で「O2 ある(実施である(実施したいが現時点 可)」とした場合の具体的 針(現時点)	までは	不	の経 の平 デー	管内の医療法人 営状況(全法人 均値等マクロ タのみ)を個別 療法人に通知	の紹 の平 デー	営状派 均値等 -タのる	D医療法 況(全法 等マクロ み)を都 記掲載	人	O3 個別医療法人の 経営課題を分析し て、改善点や方策を 助言・指導
	※複数選択可			【その他の 方針】	の具体的な対応					
7. 事業報告書等の内容を見直し、記載事項を詳細化することへの意見			01 旅記載)		べき(下欄に理	由を	02	必要ない	ハにれま	でどおり)
	① 施設別の損益計算書を届出の対象とすべきか	施設		る理由						
			O1 区 載)	区分すべき	(下欄に理由を	12	02	必要ない	ハにれま	でどおり)
	② 損益について施設別に したうえで更に入院・外 来等に区分すべきか	区分	する理	!由		•				
			O1 区 載)	₹分すべき	(下欄に理由を	2	02	必要ない	1(これま	でどおり)
	③ 損益の費用について主 要費目を区分すべきか	区分	する理	<u>!</u> #		•				
	④ 上記①から③のよう			詳細化して 里由を記載	全て開示すべき	(下	た方	iがよい	(下欄に	示範囲は別に整理し 理由を記載)
	に、事業報告書等の記載 項目を詳細化した場合、 開示対象とすべきか				も開示範囲は変勢で 大欄に理由を記					示範囲も変更すべき がないため理由は不
		理由	3							
8. 国が委託している調査研究(病院経営管理指標)で、一定規模(医療法人は約800法人)で匿名化さた病院の経営指標(全国の平均値等)が作成・公表されています。仮に、国が医療法人から施設別の経営情報(非公表)に関する追加的な報告を受けることを前提として、国が当該報告内容を活用して、全国規模の匿名化された病院の経営指標(全国の平均値等)を作成する必要性の有無	① 全国規模の匿名化されば 標(全国の平均値等)を作 の有無				O1 有			С)2 無	
	② ①で「02 無」とした野※可能な範囲で自由記載	∄ 曲								

9. (8で「有」と回答した方のみ ご回答ください。)		O1 医業利益率				09 委託費	比率				
参考としたい経営指標【収益性】		02 総資本医業利益率				10 設備関	係費	比率			
※参考としたい指標 ○ 特に参考としたい指標 ◎		O3 経常利益率				11 減価償	11 減価償却費比率				
(プルダウンから選択) ※各種比率については、医業収益に		O4 償却前医業利益率				12 経費比	12 経費比率				
対する比率		05 固定費比率				13 金利負	担率				
		06 材料費比率				14 総資本	一転	率			
		07 医薬品費比率				15 固定資	産回	転率			
		08 人件費比率									
10. (8で「有」と回答した方のみ ご回答ください。) 参考としたい経営指標【安定性】		01 自己資本比率				O4 償還其	間				
※参考としたい指標 〇		02 固定長期適合率				05 流動比	上率				
特に参考としたい指標 ◎ (プルダウンから選択)		03 借入金比率				06 償却金	計	経常利益率			
11. 令和4年4月以降、医療機関 等情報支援システム(G-MIS)を活 用して医療法人の事業報告書等が届 け出られることを踏まえて、今後、	すべ	G-MISを活用して届出を電子化 き、医療法人制度に関する各種 の有無		01 特になし				02 ある			
G-MISを活用して届出を電子化すべき、医療法人制度に関する各種届出の有無		で「02 ある」とした届出 能な範囲で自由記載									
12. ヒアリング調査の可否		01 ヒアリング調査へ協力できる									
		02 ヒアリング調査へ協力できな		きない							

						7	アンゲ	ケー	ا) ۱۰	医療法	去人)										
貴法人名																						
ご担当者	部署	名											ご担当者を	3								
ご連絡先	電話番	号										١	//ailアドレ	ス								
1. 貴法人の類型				医療法法人)	第51	条第2	2項に	該当	する医療	京法人	、社会	会医療	法人(公	認会計	士又は	監査法	人の	監査/	が義和	多付け	t517	ている
					外のネ	社会医	療法。	人														
			03 _	上記以	外の図	医療法	人															
2. 貴法人の理事数 てください。例:3名																						人
3. 貴法人全体で経済		病院	Ē								施	設	介護医療	院							ħ	包設
V : 3 3 3 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	//~	診療	所								施	設	訪問看護	ステー	ション						事	業所
		歯科	診療剤	f							施	設	その他								Ħ	も設
		介護	老人保	保健施	設						施	設										
4. 貴法人全体で許可 ている病床区分別		一般	協床									床	療養病床									床
		精神	病床									床	結核病床									床
		感染	!症病用	F								床										
5. 貴法人全体で運営 いる標榜診療科	営して		O1 F	为科						02 5	朴科				03 整	形外科	4		04	脳神	経外科	4
【該当するもの全て! (該当項目のプルダ			05 /	小児科	1					06 #	青神科	1			07 眼	科			08	皮膚	科	
○を選択)			09 I	耳鼻咽]喉科					10 %	必尿器	科			11 産	婦人科	斗•産	科•	婦人	科		
			12 '	ノハビ	リテ-	ーショ	ン科			13 🛊	效急科	1			14 形	成外科	4		15	放射	線科	
			16 #		断科					17	樹科 ・	歯科	□腔外科		18 そ	の他						
6. 附帯業務、収益 (事業報告書に記載る 務、収益業務を列挙し 例:薬局、へき地診療	された附帯業 してください。	附帯	業務										収益業務									
7. 貴法人の事業収益額・事業負債額(直流 【単位:千円】		事	業収益	額					事業	養用額	頭				事第	美負債	額					
8. 令和5年度から者ページ等において事業 覧に供される予定() れに係るデメリット	業報告書等が閲 ※)ですが、そ	事業	部道府! 報告!! なりの有	書等の						O1 ‡	寺にな	とし				02	ある					
※ 詳細は、「アン/ 力のお願い」又は「7 療法人)回答要領」?い。※ 医療法人への具いう観点でのデメリッ記入ください。	ケート調査ご協 アンケート (医 を参照くださ 本的な影響、と		①で「(J能な筆				理由															
9. 財政制度等審議: 科会)で、今後の検討 国的な電子開示シス 福祉法人におけるWA	討事項として全 テム(例:社会 AMNETのよう	て医	全国的源法人	の事				-		O1 ī	可(贅	[成)				02	否(原	豆対)				
なシステム)による 討することが求められ それへの意見 ※ 詳細は、「アン/ 力のお願い」又は「 療法人)回答要領」。 い。 ※ 医療法人への具 いう観点でご記入くが	れていますが、 ケート調査ご協 アンケート (医 を参照くださ 本的な影響、と		①で「(曲															

							01 f る	経営分析を	行って	CV1	0	2 経	営分	析を行っていない
	【問10で「01 経営分析を行っ	ってい	る」	と回答され	た場合のみ】									
	10-1. 経営分析を行う単位、 (該当項目のプルダウンを選択		分析	の場面およ	び場面ごとに参	考にして	ている	経営指標						
	① 経営分析は、施設単位で行れていますか			O1 施設单	単位(単一施設の	場合を記	含む)	で経営分析	を行	ってい	る			02 法人全体など施設単位より も大きい単位で行っている
	② 経営分析の場面				可ごとに特に参考 安全性指標それ 				問140	の選択に	肢とな	ってい	る経	営指標から選択)
	② -1 月次決算時		収益	性指標			安全	性指標						
	② -2 年度決算時		収益	性指標			安全	性指標						
	② -3 設備投資を検討する場	面	収益	性指標			安全	安全性指標						
【該	経営分析を行うに当たっての課当するもの全てに〇】 当項目のプルダウンから〇を選択			01 客観的	的な経営指標の不	足		O2 医業績 の不足	経営に	関する	専門的	知識		03 人員不足
	O4 その他(下欄内に具体 題を記入)													
	その他の具体的な課題													
営約指れ 情受内た	国が委託している調査研究(病理指標)で、一定規模(医療法)の公法人)で匿名化された病院の(全国の平均値等)が作成・公託のます。に、国が医療法人から施設別の新(非公表)に関する追加的な報告。ことを前提として、国が当該转を活用して、全国規模の匿名とで意用して、全国規模の匿名とで続の経営指標(全国の平均値等)する必要性の有無	人経表 経き報さ	指標		匿名化された病院 ¹ 均値等)を作成			01 有						02 無
				で「02 無能な範囲で	乗」とした理由 で自由記載									
のみ	(12で「有」と回答した方 ご回答ください。)		01	医業利益率						09 委	託費比	(率		
	としたい経営指標【収益性】 考としたい指標 〇		02 i	総資本医業	利益率					10 設	強備関係	費比	率	
	に参考としたい指標 ◎ ルダウンから選択)		03 i	経常利益率						11 洞	述価償去	費比率	率	
	種比率については、医業収益にる比率		04 (償却前医業	利益率					12 経	費比率	š		
			05	固定費比率						13 金	記利負担	率		
			06	材料費比率						14 総	回本資統	転率		
			07	医薬品費比	率					15 固	定資産	回転	率	
			08.	人件費比率										
のみ	(12で「有」と回答した方 ご回答ください。)		01	自己資本比	率					04 償	還期間	1		
※参	参考としたい経営指標 【安定性】 ※参考としたい指標 〇 02 固定長期適合率									05 流	動比率	ž		
	に参考としたい指標 ◎ 「ルダウンから選択)		03	借入金比率						06 償	却金利	前経常	常利益	益率
15.	医療法人における財務経理に関	するに	本制					に財		肥関す	図会計式 する委託			O2 税理士や公認会計士等に財 務経理に関する委託を行って いない
	【問15で「O1財務経理に関す	る委託	托を行	うっている」	と回答された場	合のみ]							
	15-1 委託の範囲							01	包括	的に委	託			O2 一部を委託
<の1 一部の委託を行っている場合、具体的な委託の内容をご記入くださいと					>									

16.	医療法人における事業報告書等	の作	成に関する体制		に事業	業報台	上や公認会記書等の作品 で行っている	戊に関	02 税理士や公認会計士等に医療法人から財務経理に関する 委託を行っていない		
	【問16で「O1事業報告書等の	作成(こ関する委託を行っている」と回答された場	場合のる	り】						
	16-1 委託の範囲				01	包括	的に委託			O2 一部を委託	
	<01 一部の委託を行っている	場合、	具体的な委託の内容をご記入ください>								
17.	作成可能な財務諸表の単位		複数の施設を開設しているか、1 つの施設 のみか	Ž	O1 ii	夏数の	施設を開設	として		02 1つの施設のみ開設している	
	【問17で「O1 複数の施設を開	制設し	ている」と回答された場合のみ】	100							
	17-1 作成可能な損益計算書	の単	位		01	法人单	単位のみ作用	成可能		O2 施設単位で作成可能	
		7-2 17-1において「O1 法人単位のみ作成可能」と回答した場合、法 みの理由【該当するもの全てに〇】						支出 など ノてい		02 その他(下欄に具体的内容を記入)	
	Erosobone Inc. 2 G Cont.	- ,	その	の他の具	体的	な内容					
	17-3 作成可能な貸借対照表	の単	<u>\tau</u>		01	去人的	単位のみ作品	或可能		O2 施設単位で作成可能	
	17-4 17-3において「O1: 位のみの理由【該当するもの全		単位のみ作成可能」と回答した場合、法人単 つ1	<u>á</u>	産・負	負債に	・建物等の こついて経野 けしていない	里上施		02 その他(下欄に具体的内容を記入)	
	ECONOMIC (INC.) A GOOD	CIC	⊖ ,	その	の他の具	体的	な内容	-			
18,	作成可能な財務諸表の内容		都道府県に届け出ている損益計算書(厚生 労働省が示している既存様式)よりも勘定 科目が詳細化された損益計算書を作成して いるか。	Ē	01	作成し	している			O2 作成していない	
	【問18で「01 作成している」	0ع	答された場合のみ】								
			O1 経常利益				09 人件費	t			
			02 医業収益				10 給与費	t			
			03 入院診療収益				11 材料費	ţ			
			O4 外来診療収益				12 医薬品	費			
	記載している勘定科目		05 室料差額収益				13 委託費	ţ			
	【該当するもの全てに〇】		06 その他医業収益				14 設備関	係費			
			O7 医業費用				15 減価償	却費			
			08 固定費				16 経費				
		その他の勘定科目があれば可能な範囲で自由記載									
19.	ヒアリング調査の可否		01 ヒアリング調査へ協力できる								
			02 ヒアリング調査へ協力できない								

アンケート(税理士)													
貴法人名													
こ担当者の	署名		ご担当者名										
ご連絡先電話	番号		Mailアドレス										
1. 貴法人で事業報告書等の作成を行っている医療法人の概数			約			法人							
2. 医療法人における財務経理(こ関する体制		O1 医療法人から財産 理に関する委託を受けれる		O2 医療法人から財する委託を受けてい								
【問2で「O1医療法人から	ら財務経理に関する委託を受けている」	と回答された	場合のみ】										
2-1 委託の範囲【該当	するもの全てに〇】		O1 包括的に委託		O2 一部を委託								
<01 一部の委託を受けて	「いる場合、具体的な委託の内容をご記	入ください>											
<o1 td="" 一部の委託を受けて<=""><td>「いる場合、その理由をご記入ください</td><td>1></td><td></td><td></td><td></td><td></td></o1>	「いる場合、その理由をご記入ください	1>											
3. 医療法人における事業報告	書等の作成に関する体制		O1 医療法人から事告書等の作成に関する 託を受けている		O2 医療法人から事 の作成に関する委託 いない								
【問3で「O2医療法人から	ら事業報告書等の作成に関する委託を	受けている」と	回答された場合のみ】										
3-1 委託の範囲【該当	するもの全てに〇】		O1 包括的に委託		O2 一部を委託								
<o1 td="" 一部の委託を受けて<=""><td>「いる場合、具体的な委託の内容をご記</td><td>入ください></td><td></td><td></td><td></td><td></td></o1>	「いる場合、具体的な委託の内容をご記	入ください>											
<01 一部の委託を受けて	いる場合、その理由をご記入ください	1>											
	より作成可能な財務諸表の単位												
複数の施設を開設している	る医療法人の場合												
	算書の単位 異なり一概には言えないが、法人単位の 法人がある場合は、【O1 法人単位のみ		O1 法人単位のみ作り 能	或可	02 施設単位で作品								
	法人単位のみ作成可能」と回答したが 5キの全てにつ1	易合、法人	O1 共通する収入・ (法人本部経費など) ど経理上施設別に区分 ていないものがあるが	なけし	O2 その他(下欄に容を記入)	二具体的内							
+ E-300,000 FEB (0X = 3.0	, oo, I (100)	70	の他の具体的な内容										
	照表の単位 異なり一概には言えないが、法人単位の 法人がある場合は、【O1 法人単位のみ		O1 法人単位のみ作り 能	或可	02 施設単位で作品	戈可能							
4-4 4-3において「O1 単位のみの理由【該当する	法人単位のみ作成可能」と回答した場 5もの全てに〇】	易合、法人	O1 土地・建物等の産・負債について経動施設別に区分していたものがあるため	里上	02 その他(下欄容を記入)	に具体的内							
		70	の他の具体的な内容										
5. ヒアリング調査の可否	01 ヒアリング調査へ協力できる	3											
	02 ヒアリング調査へ協力できた	いな											



医療法人の事業報告書等オンライン開示に関する緊急調査

2022/3/23 時点

※特定医療法人、社会医療法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人を除く

日本精神科病院協会

□特になし

□可(賛成) □否(反対)

■ある

■会員病院数:943■回答病院数:310病院■回答率:32.9%

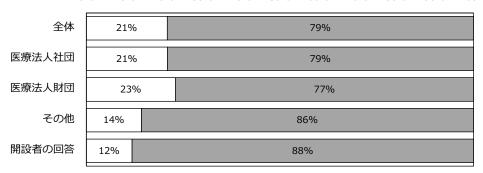
■調査実施期間:2022年3月9日~2022年3月18日

1 令和5年度から都道府県ホームページ(インターネット)等において事業報告書等が閲覧に供される予定ですが、それに係るデメリットについてご記入ください。但し、現状において事業報告書の細かな記載内容については都道府県によって違います。

① 都道府県ホームページ等における事業報告書等の閲覧によって生じるリスクの有無

	全体	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答
特になし	64	60	3	1	9
ある	242	226	10	6	67
計	306	286	13	7	76
特になし	21%	21%	23%	14%	12%
ある	79%	79%	77%	86%	88%
計	100%	100%	100%	100%	100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

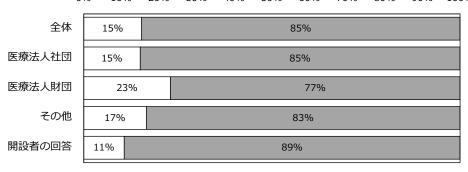


2 財政制度等審議会(財政制度分科会)で、今後の検討事項として全国的な電子開示システム(例:社会福祉法人におけるWAMNETのようなシステム)による(インターネット)開示を検討することが求められていますが、それへの意見をご記入くださ

...
① 全国的な電子開示システムによって医療法人の事業報告書等が開示となることの可否

	全体	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答
可(賛成)	47	43	3	1	8
否(反対)	258	243	10	5	66
計	305	286	13	6	74
可(賛成)	15%	15%	23%	17%	11%
否(反対)	85%	85%	77%	83%	89%
計	100%	100%	100%	100%	100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

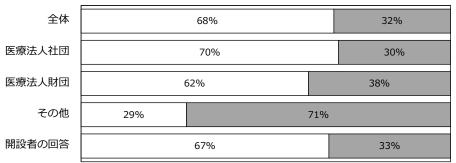


3 現在、都道府県において各医療法人の事業報告書が電子開示(インターネット等)ではありませんが、誰でも閲覧できることをご存じですか?

① 都道府県での開示を知っていた

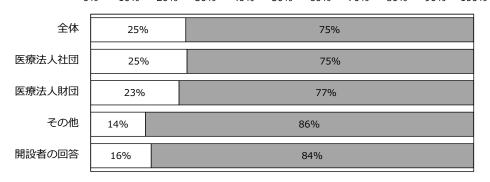
	全体	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答
知っていた	208	198	8	2	51
知らなかった	96	86	5	5	25
計	304	284	13	7	76
知っていた	68%	70%	62%	29%	67%
知らなかった	32%	30%	38%	71%	33%
計	100%	100%	100%	100%	100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



② 誰でも閲覧できることに賛成ですか

	全体	<u> </u>	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答
可(賛成)		76	72	3	1	12
否(反対)	2	30	214	10	6	64
計	3	06	286	13	7	76
可(賛成)	2.	5%	25%	23%	14%	16%
否(反対)	7:	5%	75%	77%	86%	84%
計	100	0%	100%	100%	100%	100%
	0% 10%	20% 3	30% 40%	50% 60% 70%	80% 90% 10	0%



□可(賛成)

□知っていた□知らなかった

■否(反対)

4 法務局で会社(医療法人等)の登記簿をみれば、誰でも代表者の住所・氏名が閲覧できることはご存じですか?

① 法務局での開示を知っていた

© 1233113 C-770013 C-742 C-7 C						
	全体	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答	
知っていた	269	251	12	6	62	
知らなかった	40	38	1	1	14	
計	309	289	13	7	76	
知っていた	87%	87%	92%	86%	82%	
知らなかった	13%	13%	8%	14%	18%	
計	100%	100%	100%	100%	100%	

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

□知っていた

■知らなかった

□可(賛成)

■否(反対)



② 誰でも、個人情報が閲覧できることに賛成ですか

	全体	医療法人社団	医療法人財団	その他	開設者の回答	
可(賛成)	89	82	4	3	14	
否(反対)	217	205	9	3	62	
計	306	287	13	6	76	
可(賛成)	29%	29%	31%	50%	18%	
否(反対)	71%	71%	69%	50%	82%	
計	100%	100%	100%	100%	100%	

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

